

外国人児童生徒等に対する教育支援に関する基礎資料

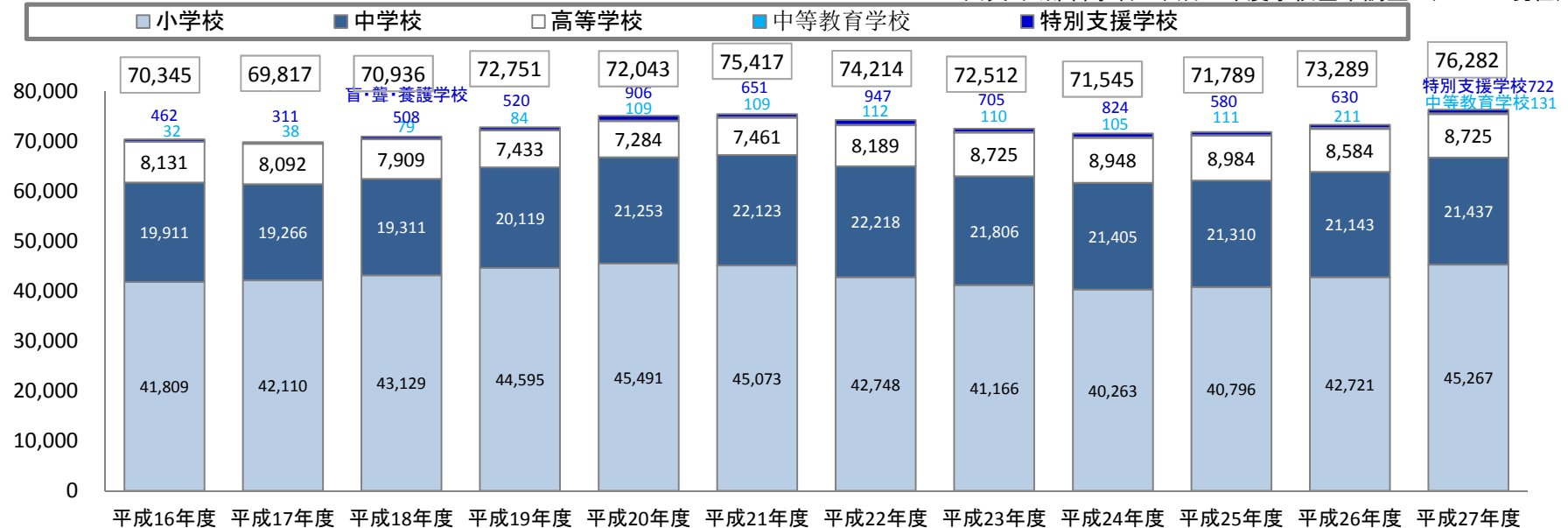
I 外国人児童生徒教育に関する基礎的なデータ

学校に在籍する外国人児童生徒数

公立学校に在籍する外国人児童生徒数は、近年約7万人で推移

【 公立学校に在籍している外国人児童生徒数 】

出典：文部科学省 平成27年度学校基本調査（H27.5.1現在）



【 国公立学校に在籍する外国人児童生徒数 】

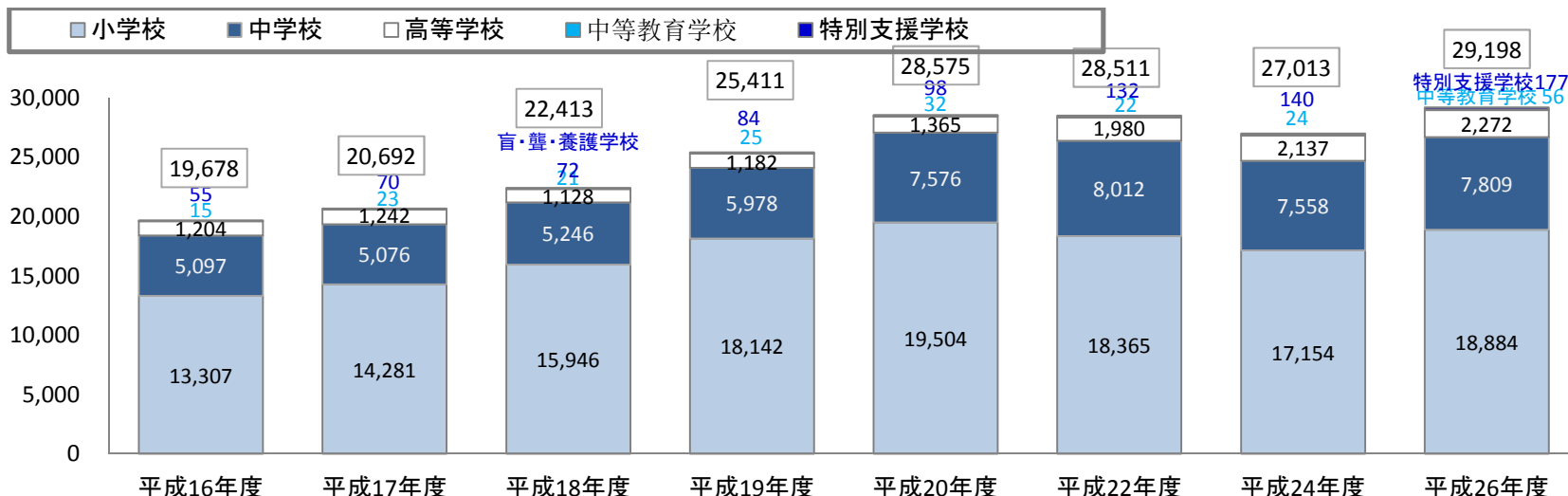
出典：文部科学省 平成27年度学校基本調査（H27.5.1現在）

		計	国立	公立	私立
小学校		45,721	39	45,267	415
中学校		22,281	47	21,437	797
高等学校		12,979	30	8,725	4,224
中等教育学校	前期	106	8	73	25
	後期	78	9	58	11
特別支援学校	小学部	276	1	275	0
	中学部	142	1	141	0
	高等部	316	8	306	2
合計		81,899	143	76,282	5,474

公立学校における日本語指導が必要な児童生徒数

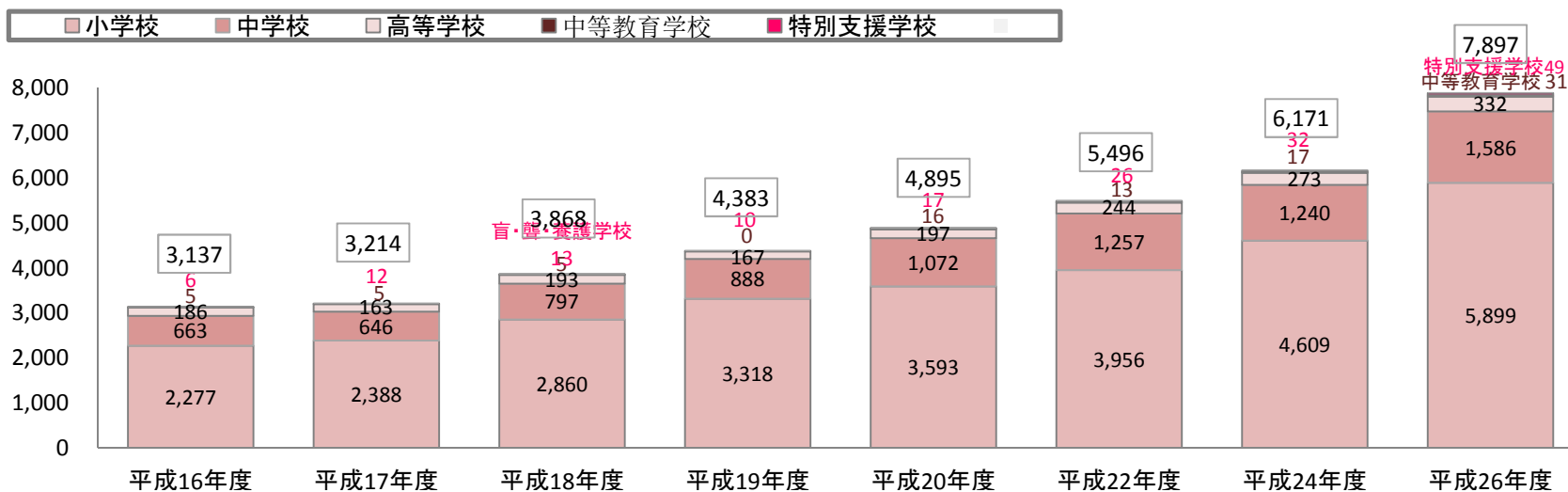
① 公立学校に在籍する外国人児童生徒の4割が日本語指導を必要としており、増加傾向

【 公立学校に在籍する日本語指導が必要な外国人児童生徒数 】 出典：文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査（平成26年度）」



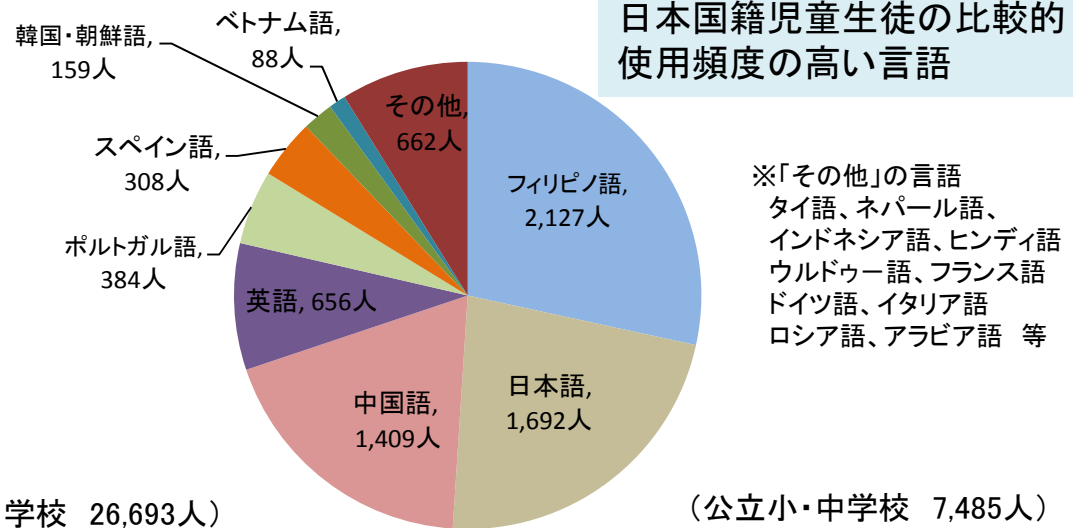
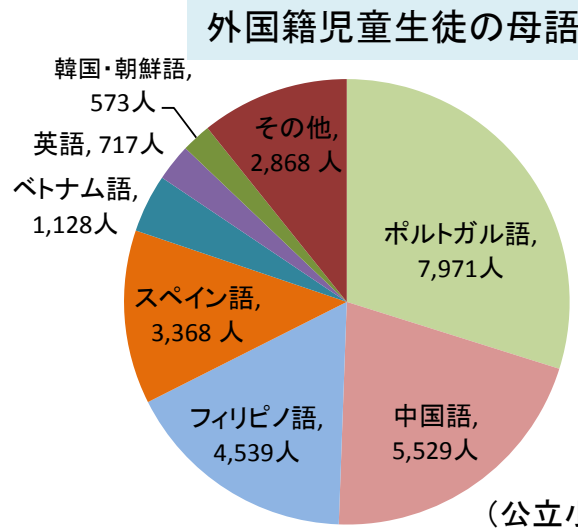
② 日本国籍の日本語指導が必要な児童生徒が近年急増している

【 公立学校に在籍する日本語指導が必要な日本国籍の児童生徒数 】



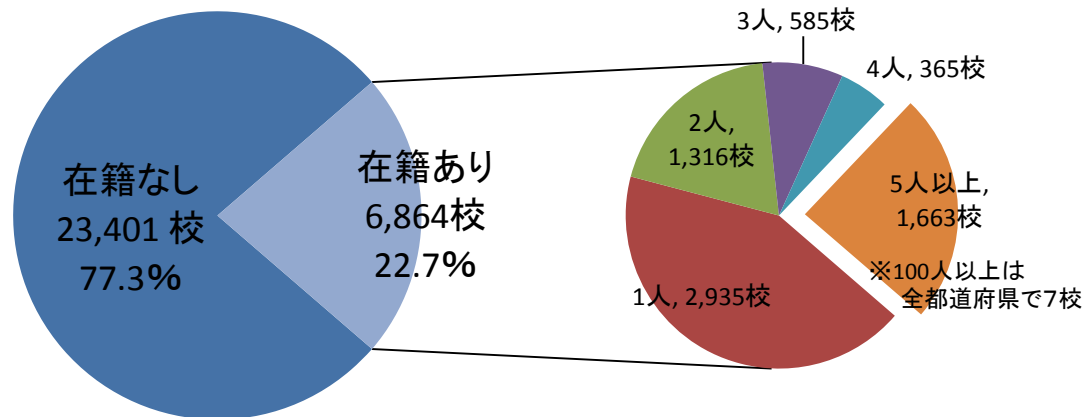
帰国・外国人児童生徒に対する日本語指導の現状

① 日本語指導が必要な児童生徒が多様化している

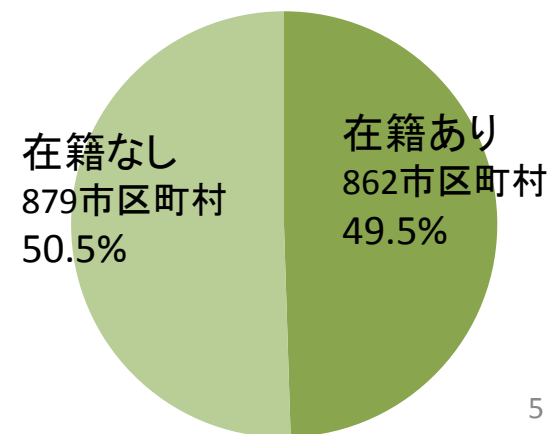


② 日本語指導が必要な児童生徒には集住化・散在化の傾向がみられる

公立小・中学校に日本語指導が必要な児童生徒が在籍する学校数
(公立小・中学校 30,265校)



公立小・中・高等学校等に日本語指導が必要な児童生徒が在籍する市町村数



帰国児童生徒数の動向

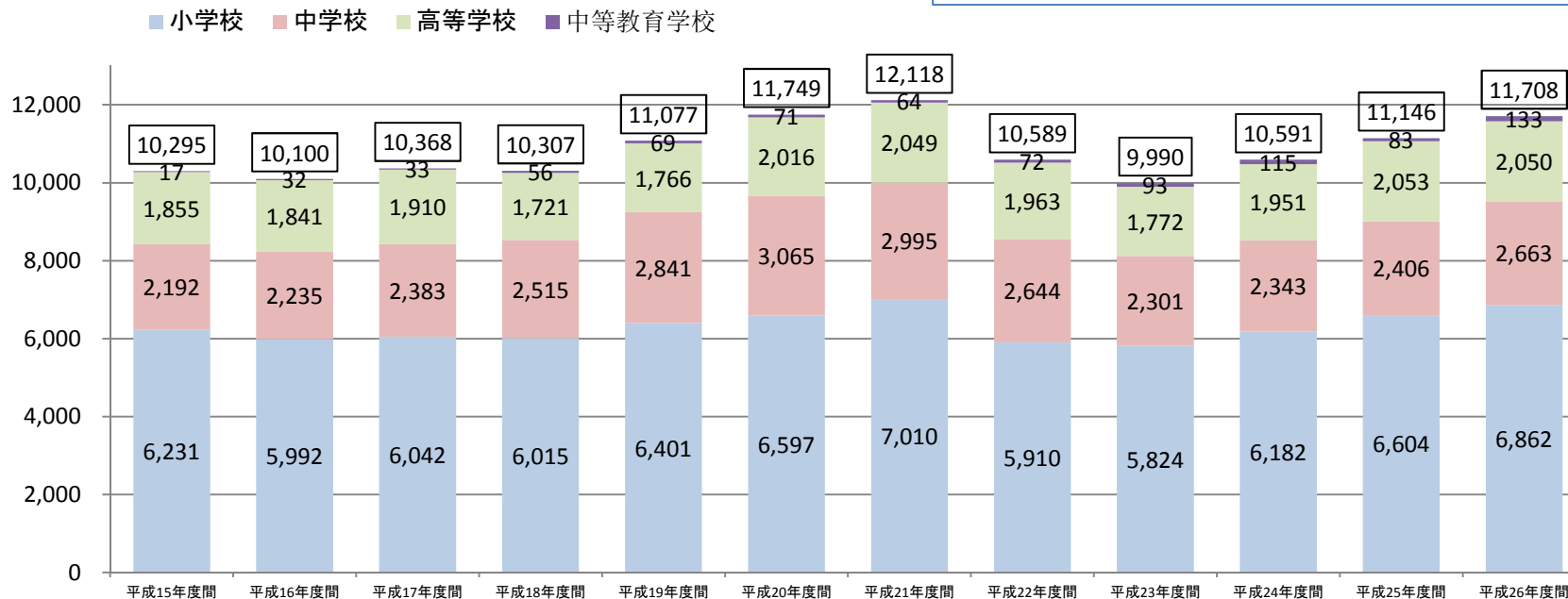
帰国児童生徒数は近年1万1,000人程で推移

【 国・公・私立学校に在籍する帰国児童生徒数 】

【参考】

○平成26年5月1日時点における、日本語指導が必要な帰国児童生徒数は1,535人

出典：文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」(H26)

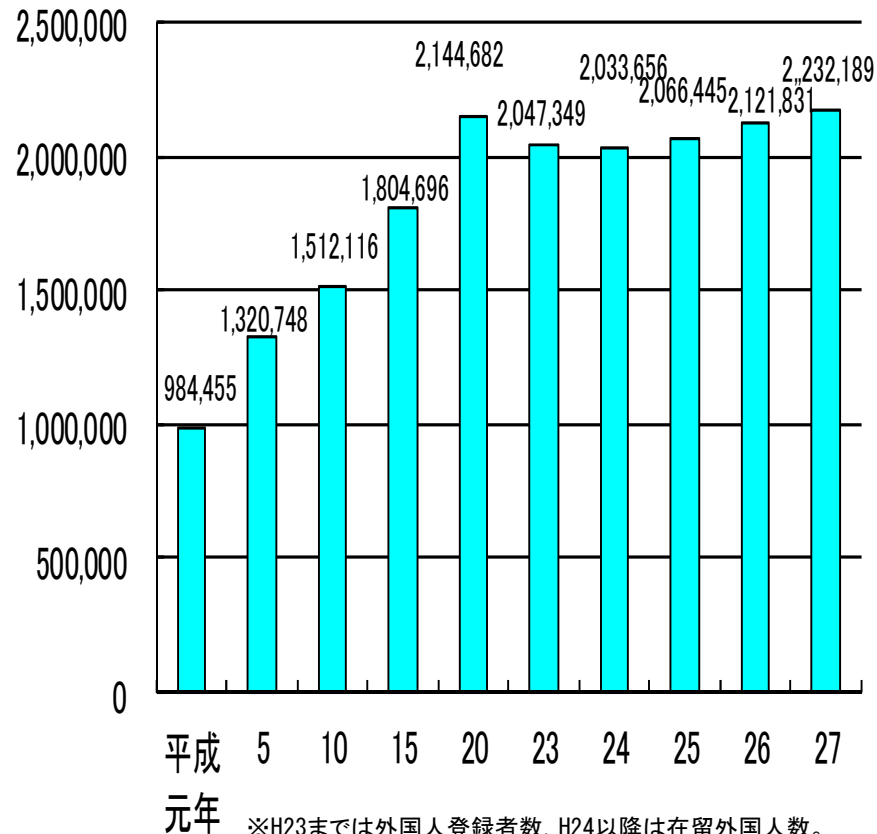


平成26年度間

		国立	公立	私立	計
小学校		1 5 4	6, 4 2 4	2 8 4	6, 8 6 2
中学校		1 1 5	1, 8 1 6	7 3 2	2, 6 6 3
高等学校		3 5	6 4 1	1, 3 7 4	2, 0 5 0
中等教育 学校	前期	3 5	2 4	2 5	8 4
	後期	2 4	1 2	1 3	4 9
合計		3 6 3	8, 9 1 7	2, 4 2 8	1 1, 7 0 8

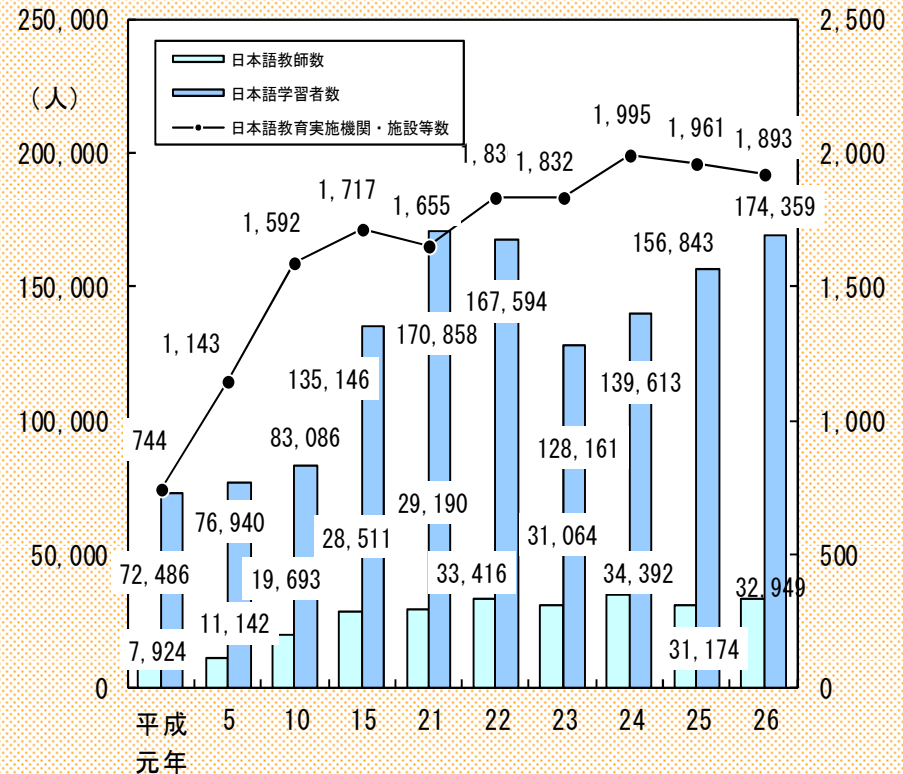
- 平成27年末現在で、在留外国人数は約223万人となり、平成26年末と比べて約11万人増加し、我が国の人口の約1.86%を占める。
- 国内の日本語学習者数は、長期的には増加傾向にある。平成23年に東日本大震災の影響等により約4万人減少したものの、その後、回復し、平成26年には17万人を超えている。

在留外国人数の推移



※H23までは外国人登録者数, H24以降は在留外国人数。
いずれも法務省調べ（各年末現在）

国内の日本語学習者数等の推移



※文化庁調べ（各年11月1日現在）

II 外国人児童生徒教育に関する施策

外国人の子供の公立義務諸学校への受入れについて

外国人がその保護する子を公立の義務教育諸学校に就学させることを希望する場合には、無償で受け入れており、教科書の無償給与や就学援助を含め、日本人と同一の教育を受ける機会を保障している。

【参考】

日本国憲法（昭和21年11月3日憲法）

第二十六条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

教育基本法（平成18年12月22日法律第百二十号）

（義務教育）

国民は、その保護する子に、別に法律で定めるところにより、普通教育を受けさせる義務を負う。（2～4項省略）

経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(A規約)

（昭和54年8月4日条約第6号）（抄）

第十三条

一 この規約の締約国は、教育についてのすべての者の権利を認める。

二 この規約の締約国は、一の権利の完全な実現を達成するため、次のことを認める。

(a) 初等教育は、義務的なものとし、すべての者に対して無償のものとする。

(b) 種々の形態の中等教育(技術的及び職業的中等教育を含む。)は、すべての適当な方法により、特に、無償教育の漸進的な導入により、一般的に利用可能であり、かつ、すべての者に対して機会が与えられるものとする。

児童の権利に関する条約（平成6年5月16日条約第2号）（抄）

第二十八条

一 締約国は、教育についての児童の権利を認めるものとし、この権利を漸進的にかつ機会の平等を基礎として達成するため、特に、

(a) 初等教育を義務的なものとし、すべての者に対して無償のものとする。

(b) 種々の形態の中等教育(一般教育及び職業教育を含む。)の発展を奨励し、すべての児童に対し、これらの中等教育が利用可能であり、かつ、これらを利用する機会が与えられるものとし、例えば、無償教育の導入、必要な場合における財政的援助の提供のような適当な措置をとる。

文部科学省における帰国・外国人児童生徒等に対する支援施策について 1

○外国人児童生徒等に対する日本語指導の充実のための教員配置

学級数等から算定されるいわゆる基礎定数とは別に、外国人児童生徒の日本語指導を行う教員を配置するための加配定数を措置。

平成27年度予算額：児童生徒支援加配 8,582人の内数



○帰国・外国人児童生徒等教育推進支援事業

(平成27年度予算額：211百万円、平成28年度概算要求額：290百万円)

(1) 公立学校における帰国・外国人児童生徒に対するきめ細かな支援事業[平成27年度実施自治体数53]

帰国・外国人児童生徒の受入れから卒業後の進路までの一貫した指導・支援体制の構築を図るため、各自治体が行う受入促進・日本語指導の充実・支援体制の整備に関する取組を支援する。

(2) 定住外国人の子供の就学促進事業(新規)[平成27年度実施自治体数10]

不就学になっている外国人の子供を対象に、公立学校や外国人学校への就学に必要な支援を学校外において実施する自治体の取組を支援する。

○日本語指導者等に対する研修の実施

独立行政法人教員研修センターにおいて、外国人児童生徒教育に携わる教員や校長、副校長、教頭等の管理職及び指導主事を対象として、日本語指導法等を主な内容とした実践的な研修を実施。

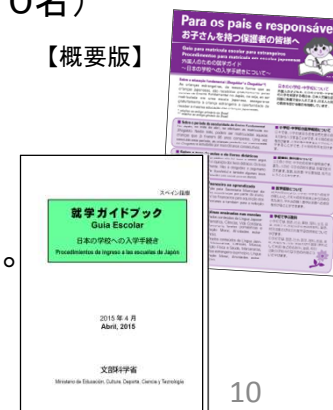
(年1回、4日間、定員110名)

○就学ガイドブックの作成・配布

公立義務教育諸学校への就学の機会を逸することのないよう、日本の教育制度や就学の手続等をまとめた就学ガイドブックをポルトガル語、中国語等7言語で作成(平成26年度改訂)。教育委員会・在外公館等に配布したほか、不就学となっている外国人の子どもへの就学をより一層促進するため、法務省地方入国管理局において、「就学ガイドブック」概要版を配布。文部科学省ホームページにも掲載している。

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/1320860.htm

【概要版】



文部科学省における帰国・外国人児童生徒等に対する支援施策について 2

○日本語指導が必要な児童生徒を対象とした「特別の教育課程」の編成・実施

有識者会議の意見を踏まえ、日本語指導が必要な児童生徒を対象とした「特別の教育課程」の編成・実施について、学校教育法施行規則の一部を改正し、平成26年1月14日に公布、4月1日より施行。

○外国人児童生徒の総合的な学習支援事業(平成22～24年度)

1

『外国人児童生徒受入れの手引き』

～外国人児童生徒の体系的かつ総合的な受入れのガイドライン～

文部科学省HPリンク →http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/002/1304668.htm

H23.3 配付

2

情報検索サイト「かすたねっと」

～教育委員会等作成の多言語文書や教材の検索サイト～

サイト リンク →www.casta-net.jp/

H23.3 開設

3

『外国人児童生徒のためのJSL対話型 アセスメント～DLA～』

～日本語能力の把握と、その後の指導方針を検討する際の参考となるもの～

文部科学省HPリンク →http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003.htm

H26.3 配付

4

『外国人児童生徒教育研修マニュアル』

～教育委員会が研修会を計画する際の参考となるもの～

文部科学省HPリンク →http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/main7_a2.htm

研修プログラム検索サイト →http://crie.u-gakugei.ac.jp/jsl_search2/

H26.3 配付

帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業

平成28年度予算額: 231百万円(前年度予算額: 211百万円)

本事業は、実施主体(都道府県・指定都市・中核市等)の取組に対して、総事業費の1/3を上限として予算の範囲内で交付を行う補助事業である。

I 公立学校における帰国・外国人児童生徒に対するきめ細かな支援事業

補助対象 : 都道府県・指定都市・中核市 55地域

補助率: 1/3

支援対象 : 公立学校に在籍する帰国・外国人児童生徒等

現状

- ・日本語指導が必要な児童生徒に対する支援の多様化
- ・初等中等段階からのグローバル人材の育成

課題

- ・進路を見通した、個の実態に応じた日本語指導等
- ・少数在籍校や散在地域の受入れ・支援体制整備

事業実施項目(地域の実情に応じて組み合わせる)

日本語指導の充実

- (必須)*「日本語能力測定方法」の活用による児童生徒の日本語能力の把握
- (必須)*「特別的教育課程」による日本語指導の実施
- 日本語指導担当教員及び指導補助者への研修の実施
- 日本語指導のための教材の作成

※但し、都道府県が高等学校だけを事業対象とした場合は*を必須項目としない

就学機会の確保

- 就学相談窓口の設置
- 就学ガイダンスの開催
- 就学状況の調査
- 関係機関と連携した就学案内(パンフレット等の作成・配付)

公立学校への円滑な受入れ

- 初期適応指導教室(プレクラス)の実施
- 日本語指導ができる支援員の派遣
- 児童生徒の母語が分かる支援員の派遣

指導・支援体制の整備

- センター校の設置、巡回指導の実施
- 学校種間連携モデル地域の設置
- 地域連携のための協議会の開催
- 少数在籍校又は散在地域の指導・支援体制の充実(コーディネーター配置等)

学力保障・進路指導

- 高校や大学、ハローワーク、企業等との連携による進路ガイダンスの開催
- 進路相談の充実(相談員の派遣等)

各地域の取組の実践交流 担当指導主事等連絡協議会の開催、情報検索サイト「かすたねっと」への資料掲載 等

公立学校における帰国・外国人児童生徒等の受入体制・支援体制づくりの推進

II 定住外国人の子供の就学促進事業

補助対象 : 都道府県・市区町村(教育委員会・首長部局)等 30地域

補助率: 1/3

支援対象 : 就学に課題を抱える外国人の子供

現状

- ・外国人集住地域やその他の地域において、不就学等の定住外国人の子供が存在
- ・定住外国人の子供の不就学等の問題は、地域、生活・家庭環境、国籍・言語など多様な背景を有する

課題

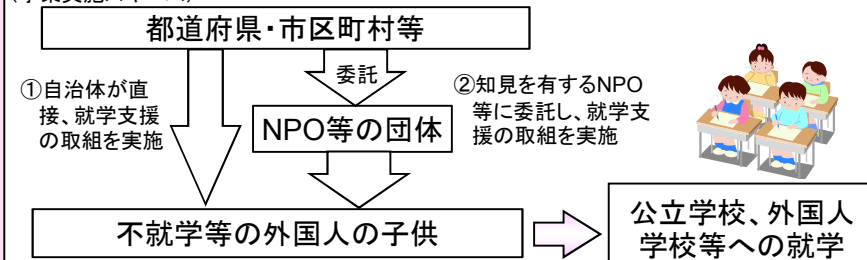
- ・学校への受入れに至らない子供に対する、地域の実情に応じた支援体制整備
- ・子供が適切な就学先を選択するためのコーディネートの実施 等

事業内容

○目的: 就学に課題を抱える外国人の子供を対象に、公立学校や外国人学校等への就学に必要な支援を学校外において実施する自治体を補助

- 取組(例): ・学校とのコーディネートを通じた就学の促進
- ・就学に必要な日本語指導、教科指導、母語指導等
- ・日本の生活・文化に適應するための地域社会との交流 等

(事業実施スキーム)



(参考)

- 「日系定住外国人施策の推進について」(平成26年3月31日 日系定住外国人施策推進会議)
「日系定住外国人施策の基本的な考え方」において示されている「日本語能力が不十分である者が多い日系定住外国人を日本社会の一員としてしっかりと受け入れ、社会から排除されないようにすること」を、継続して、日系定住外国人施策の基本的な考え方とする。(中略)このための施策を国の責任として講じていくこととし、地方自治体と連携しながら、これまでの関連施策の成果も活用しつつ、必要な施策を推進することとする。この場合、NPOなどの支援団体とも連携を図ることが重要である。
- 「多文化共生社会の推進に関する提言」(平成26年8月 多文化共生推進協議会)
外国人住民の多国籍化や散在化といった地域課題に対応し、自治体やNPOとの連携も視野に入れた、持続可能な新たな仕組みを検討し、円滑な就学への支援事業を実施すること。

学校外における不就学等の外国人の子供の就学支援体制の整備

帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業

I 公立学校における帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業

<平成27年度実施自治体 一覧 53地域>

○9府県(27区市)

実施主体	間接補助による実施主体
(群馬県教育委員会)	太田市教育委員会
静岡県教育委員会	
岐阜県教育委員会	可児市教育委員会
愛知県教育委員会	
(三重県教育委員会)	桑名市教育委員会
	四日市市教育委員会
	鈴鹿市教育委員会
	亀山市教育委員会
	津市教育委員会
	伊賀市教育委員会
	松阪市教育委員会
滋賀県教育委員会	長浜市教育委員会
	近江八幡教育委員会
	甲賀市教育委員会
	湖南市教育委員会
(京都府教育委員会)	宇治市教育委員会
	福知山教育委員会
大阪府教育委員会	箕面市教育委員会
	摂津市教育委員会
	門真市教育委員会
兵庫県教育委員会	芦屋市教育委員会
	宍粟市教育委員会
	朝来市教育委員会

○12指定都市

実施主体
横浜市教育委員会
川崎市教育委員会
相模原市教育委員会
新潟市教育委員会
浜松市教育委員会
名古屋市教育委員会
京都市教育委員会
大阪市教育委員会
堺市教育委員会
神戸市教育委員会
広島市教育委員会
北九州市教育委員会

○14中核市

実施主体
郡山市教育委員会
船橋市教育委員会
八王子市教育委員会
横須賀市教育委員会
長野市教育委員会
豊田市教育委員会
豊橋市教育委員会
岡崎市教育委員会
大津市教育委員会
豊中市教育委員会
姫路市教育委員会
松山市教育委員会
久留米市教育委員会
長崎市教育委員会

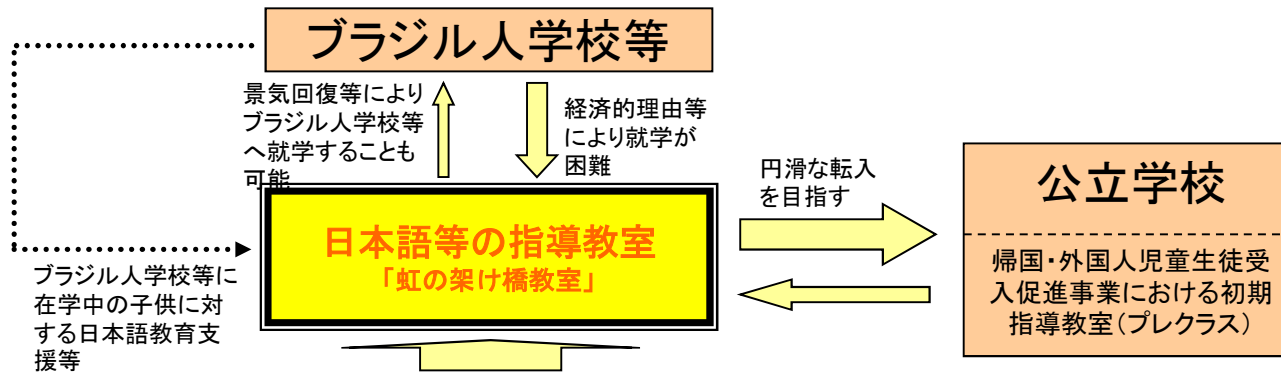
定住外国人の子供の就学支援事業（「虹の架け橋教室」） [H21～H26]

平成21年度補正予算額: 約37億円

概要

- ・多くの日系人労働者がリーマンショック後の景気後退により失職し、その子供たちも、不就学・自宅待機となる例が見られたことを受け、公立学校等への円滑な転入が図られるよう、日本語等の指導や学習習慣の確保を図るための場を提供。平成26年度は全国22教室で実施。
- ・平成21年度補正予算により、国際移住機関(IOM)に基金を設置して実施。当初、平成21～23年度の3年間の予定であったが、その後の厳しい経済情勢に鑑み、効率化を図りつつ平成26年度まで延長。
- ・平成21年度から26年度までの6年間で、8,751名が教室に通い、4,333名が公立学校やブラジル人学校等に就学。

外国人の子供のための日本語指導等の実施



- 役割：不就学・自宅待機となっている外国人の子供を対象に日本語指導等を実施（ブラジル人学校等に在籍する子供も受入れ可能）。
- 対象・期間：義務教育段階の子供等を、原則6ヶ月程度教室に受入れ。
- 場所：外国人集住都市等において実施。
- 内容：
 - ・日本語指導等を行う教員
日本語指導や教科指導
 - ・バイリンガル指導員
母語指導と教科指導の補助
 - ・コーディネーター等
子供の公立学校への受入促進、地域社会との交流の促進等

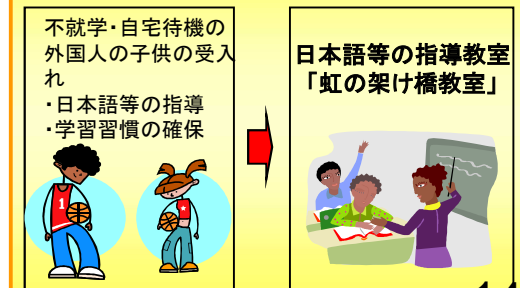
文部科学省

拠出金支出

国際移住機関(IOM)
＜「子ども架け橋基金」＞



地方公共団体等(外国人集住都市等)



外国人児童生徒等に対する日本語指導 指導者養成研修 独立法人教員研修センター

○研修内容 (平成27年度)

		形態等	内 容
共通		施策説明	外国人児童生徒等に対する文部科学省の施策について
		講義1	外国人児童生徒教育の現状と課題
		班別演習1	情報交換による課題の共有
		講義2	学校における日本語教育プログラム～個別の指導計画を立てるために～
		講義3	外国人児童生徒のためのJSL対話型アセスメントDLA～日本語能力の評価の在り方～
管理者用 コース		講義4	『特別の教育課程』を踏まえた指導・支援体制づくり
		事例協議1	～指導・支援体制においえる連携と協働～外国人児童生徒教育の先進的な取組
		班別演習2	外国人児童生徒等の受入れ体制における課題解決策の検討
日本語指導者用 コース	共通	事例協議2	日本語指導が必要な外国人児童生徒等への支援の実際
		班別演習3	日本語能力測定方法の演習(実践報告も含む)
	日本語初期 指導コース	講義	日本語初期指導段階の日本語プログラムと授業づくり
		演習	日本語初期指導の活動計画の実践
	中期・後期 指導コース	講義	日本語中期・後期指導段階の日本語プログラムと授業づくり
		演習	日本語中期・後期指導(主に読む力、書く力を高める指導)の実践
	教科指導 実践コース	講義	JSLカリキュラムの授業づくり
		演習	JSLカリキュラムの実践
	共通	全体発表・協議	日本語指導の実践～全体発表・協議～
		講義5	外国人児童生徒教育を推進するリーダーとして～研究成果の活用に向けて～

○受講者数 推移一覧表

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
管理者用コース	40	49	38	44	45
日本語指導者用コース	70	70	70	65	76
年度合計	110	119	108	109	121

【概要】「特別の教育課程」の編成・実施について

1. 制度の概要

【平成26年4月1日に学校教育法施行規則の一部を改正】

第56条の2、第56条の3、第79条、第108条第1項、第132条の3

- ①指導内容: 児童生徒が日本語で学校生活を営み、学習に取り組めるようになるための指導
- ②指導対象: 小・中学校段階に在籍する日本語指導が必要な児童生徒
- ③指導者: 日本語指導担当教員(教員免許を有する教員)及び指導補助者
- ④授業時数: 年間10単位時間から280単位時間までを標準とする
- ⑤指導の形態及び場所: 原則、児童生徒の在籍する学校における「取り出し」指導
- ⑥指導計画の作成及び学習評価の実施: 計画及びその実績は、学校設置者に提出

2. 制度導入により期待される効果

- 児童生徒一人一人に応じた日本語指導計画の作成・評価の実施
→ 学校教育における日本語指導の質の向上
- 教職員等研修会や関係者会議の実施
→ 地域や学校における関係者の意識及び指導力の向上
- 学校教育における「日本語指導」の体制整備 → 組織的・継続的な支援の実現

3. 支援体制

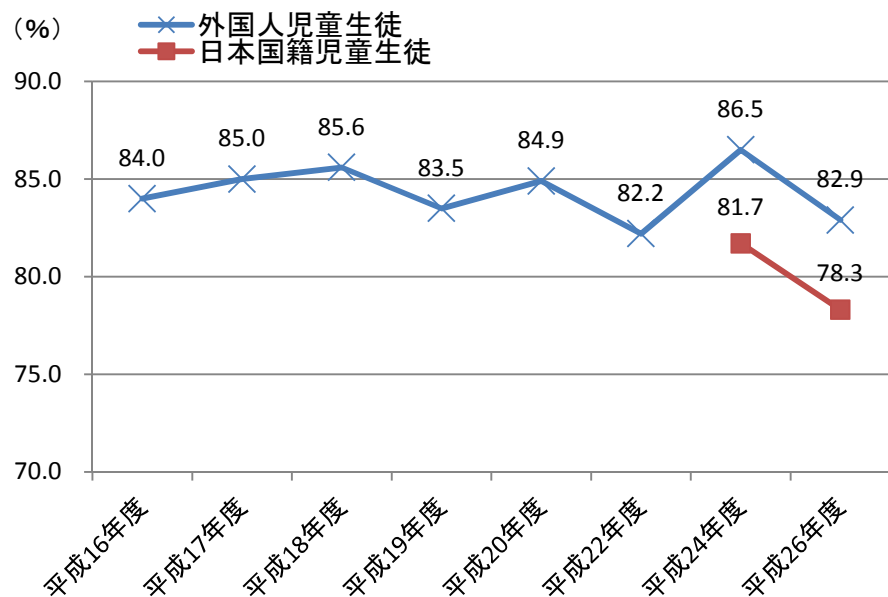
国の施策



【設置者】・学校への指導助言 ・人的配置、予算措置 ・研修の実施 等
【学 校】・学校教育への位置付け ・指導計画の作成、指導、評価 等
【支援者】・専門的な日本語指導 ・母語による支援 等
・課外での指導・支援

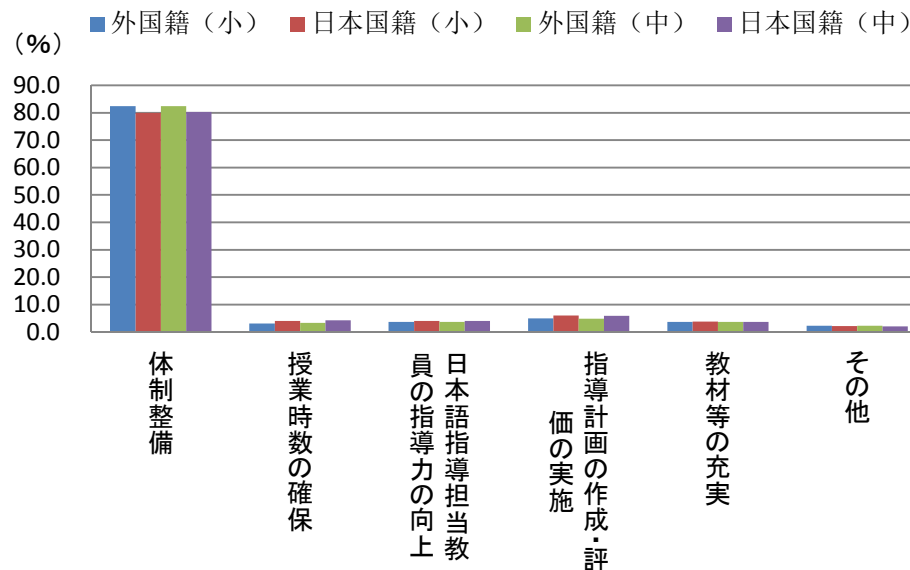
「特別の教育課程」による日本語指導の実施状況等

【日本語指導が必要な児童生徒のうち日本語指導を受けている者の割合】



【「特別の教育課程」実施のために必要だと考える取組】

—市町村教育委員会—



【上記児童生徒のうち「特別の教育課程」による日本語指導を受けている者の割合（平成26年5月1日現在）】

学校種	外国人児童生徒		日本国籍の児童生徒	
	小学校	中学校	小学校	中学校
児童生徒数割合	26.7%	22.9%	20.9%	18.9%
実施学校数	650校／3,185校	291校／1,536校	339校／1,692校	109校／558校

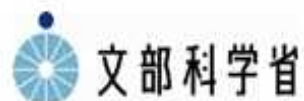
※中等教育学校と特別支援学校については、義務教育段階の内訳を調査していないため、小学校・中学校分のみ示している。 17

CASTA-NET ●●●



[サイトトップ](#) | [このサイトについて](#) | [利用規約](#)

このサイトは、文部科学省
初等中等教育局国際教育
課が運営しています。



「かすたねっと」は外国につながるのある
児童・生徒の学習を支援する
情報検索サイトです



お知らせ

- 教材検索の категорияに「利用対象者」を追加しました。指導者用資料を検索することができます。(2014.1.10更新)

関連サイト

海外子女教育、帰国・外国人児童生徒教育等に関するホームページCLARINET (文部科学省)



全国で公開されている多言語の学校関係用語検索(多言語・学校プロジェクト)



教材検索

ウェブで公開されている多言語教材を探す

文書検索

ウェブで公開されている多言語学校関係文書を探す

多言語の学校関係用語検索

外国人児童生徒の総合的な学習支援のために～外国人児童生徒のためのJSL対話型アセスメント

Dialogic Language Assessment For Japanese as a Second Language



DLAのねらい

主に、日本語による日常会話はできるが、教科学習に困難を感じている児童生徒を対象としています。

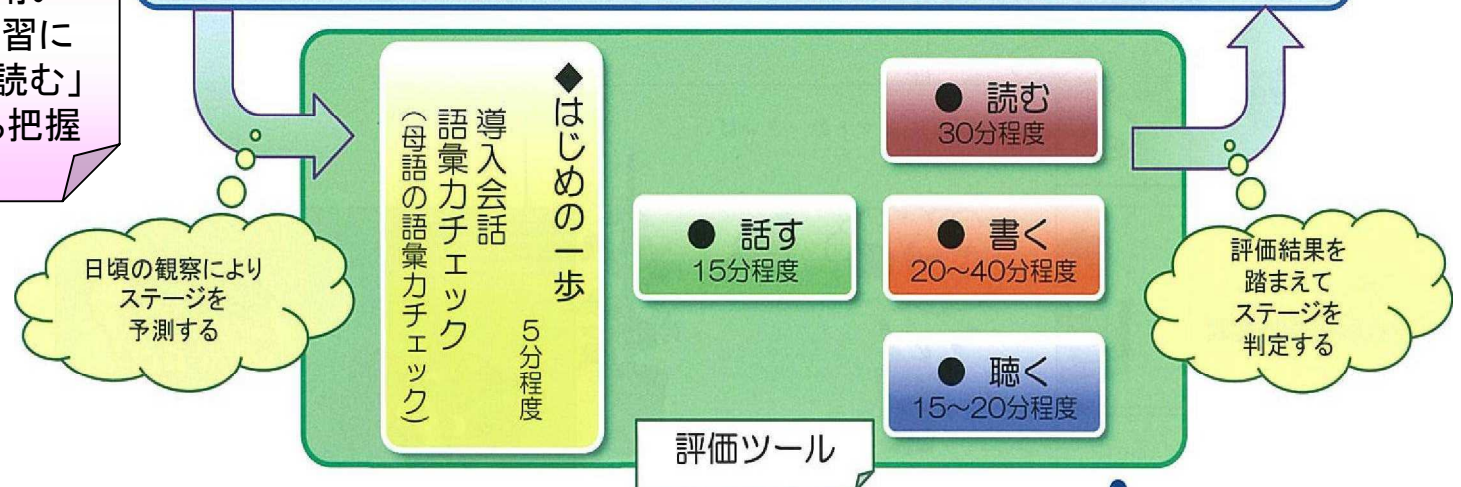
子どもたちの言語能力を把握し、どのような学習支援が必要であるかを検討する際の参考となる情報を得ます。

DLAの特徴

一番早く伸びる会話力を用いて、一対一の対話で教科学習に必要な言語能力を「話す」「読む」「書く」「聴く」の4つの面から把握します。

JSL評価参照枠

日本語能力の発達段階を6つのステージに分けて、総合的・多面的に記述したもの。在籍学級参加との関係で支援の段階を示している。



http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003.htm

DLA

検索

外国人に対する日本語教育の推進

審議会における検討

○文化審議会国語分科会日本語教育小委員会における検討

「生活者としての外国人」に対する日本語教育について、①「標準的なカリキュラム案」(平成22年5月)、②「活用のためのガイドブック」(平成23年1月)、③「教材例集」、④「日本語能力評価」(平成24年1月)及び⑤「日本語指導力評価」(平成25年2月)を取りまとめ。[平成25年度以降、周知・活用を図る。]
 また、日本語教育小委員会の下に設置した課題整理に関するワーキンググループにおいて、⑥「日本語教育の推進に向けた基本的な考え方と論点の整理について(報告)」(平成25年2月)、日本語教育小委員会において⑦「日本語教育の推進に当たっての主な論点に関する意見の整理について(報告)」(平成26年1月)を取りまとめ。
 平成28年2月には、「地域における日本語教育の推進に向けてー地域における日本語教育の実施体制及び日本語教育に関する調査の共通利用項目についてー」(報告)を取りまとめ。

具体的な事業の実施

「生活者としての外国人」のための日本語教育事業

(27年度予算額 150百万円)
 28年度予算額 150百万円

○地域日本語教育実践プログラム

・「標準的なカリキュラム案」等の活用による取組

「標準的なカリキュラム案」等に準拠し、地域の実情に応じた日本語教育の実施、人材の養成及び教材の作成を支援

・地域資源の活用・連携による総合的取組

地域の文化活動・市民活動等に外国人の参加を促しつつ日本語教育を実施する取組や、日本語教育に関する地域における連携体制を構築・強化する取組等を支援

○地域日本語教育スタートアッププログラム **新規**

日本語教育のノウハウを有していない自治体に対し、アドバイザーの派遣や人材育成等の支援を実施

○地域日本語教育コーディネーター研修

一定の経験を有し、日本語教育プログラムの編成やその実施に必要な連携・調整に携わっている者を対象に研修を実施

条約難民及び第三国定住難民に対する日本語教育

(27年度予算額 42百万円)
 28年度予算額 43百万円

条約難民及び第三国定住難民に対する定住支援策として日本語教育を外部に委託して実施

平成27年度は、新たに定住後の第三国定住難民にとって課題となっている日本語の読み書き能力の維持・向上のため、通信による学習教材及び支援ツールを開発し、定住先の自治体及び支援団体と連携し、運用体制を構築

日本語教育に関する調査及び調査研究

(27年度予算額 8百万円)
 28年度予算額 8百万円

○日本語教育に関する実態調査

日本語教育実施機関・施設等に関する実態を把握するための調査を実施

○日本語教育の総合的な推進に向けた調査研究

日本語教育小委員会での11の論点の検討結果を踏まえた日本語教育を推進する調査研究を実施

日本語教育研究協議会等の開催

(27年度予算額 5百万円)
 28年度予算額 5百万円

○日本語教育研究協議会

「標準的なカリキュラム案」等を相互に有効に活用する方法を解説したハンドブックを活用し、東京と大阪で協議会を開催

○都道府県・市区町村等日本語教育担当者研修

地域における日本語教育に係る施策等の企画・立案能力の育成・向上を目的とした研修を実施

○都道府県政令指定都市日本語教育推進会議

今後の連携のあり方等について議論するため **新規** 県政令指定都市の担当者を構成員とする会議を開催

省庁連携日本語教育基盤整備事業

(27年度予算額 4百万円)
 28年度予算額 4百万円

○日本語教育コンテンツ共有化推進事業

日本語教育に関する教材等のコンテンツを共有し、インターネットを通じて横断的に利用できるシステムである「NEWS」を運用するとともにコンテンツの充実を図る

○日本語教育推進会議

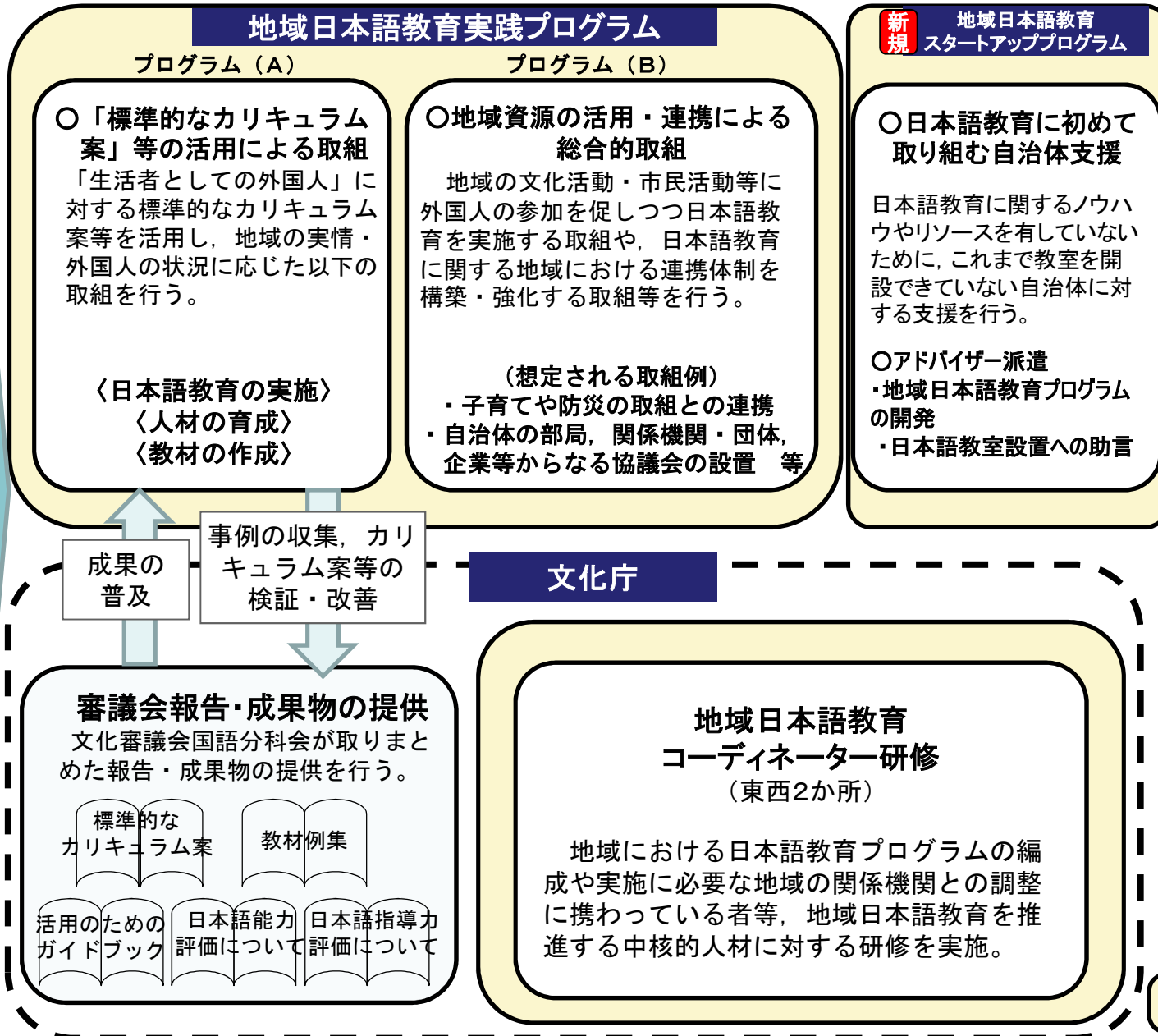
関係府省及び関係機関等による会議の開催を通じて、日本語教育に関する情報の共有化等を図る

「生活者としての外国人」のための日本語教育事業

(27年度予算額 150百万円)
28年度予算額 150百万円

背景・課題

外国人を日本社会の一員としてしっかりと受け入れ、社会から排除されないようにするための施策を講じていく必要がある



日本での生活に必要な日本語を習得

外国人の円滑な社会生活の促進

文化審議会国語分科会日本語教育小委員会における審議について

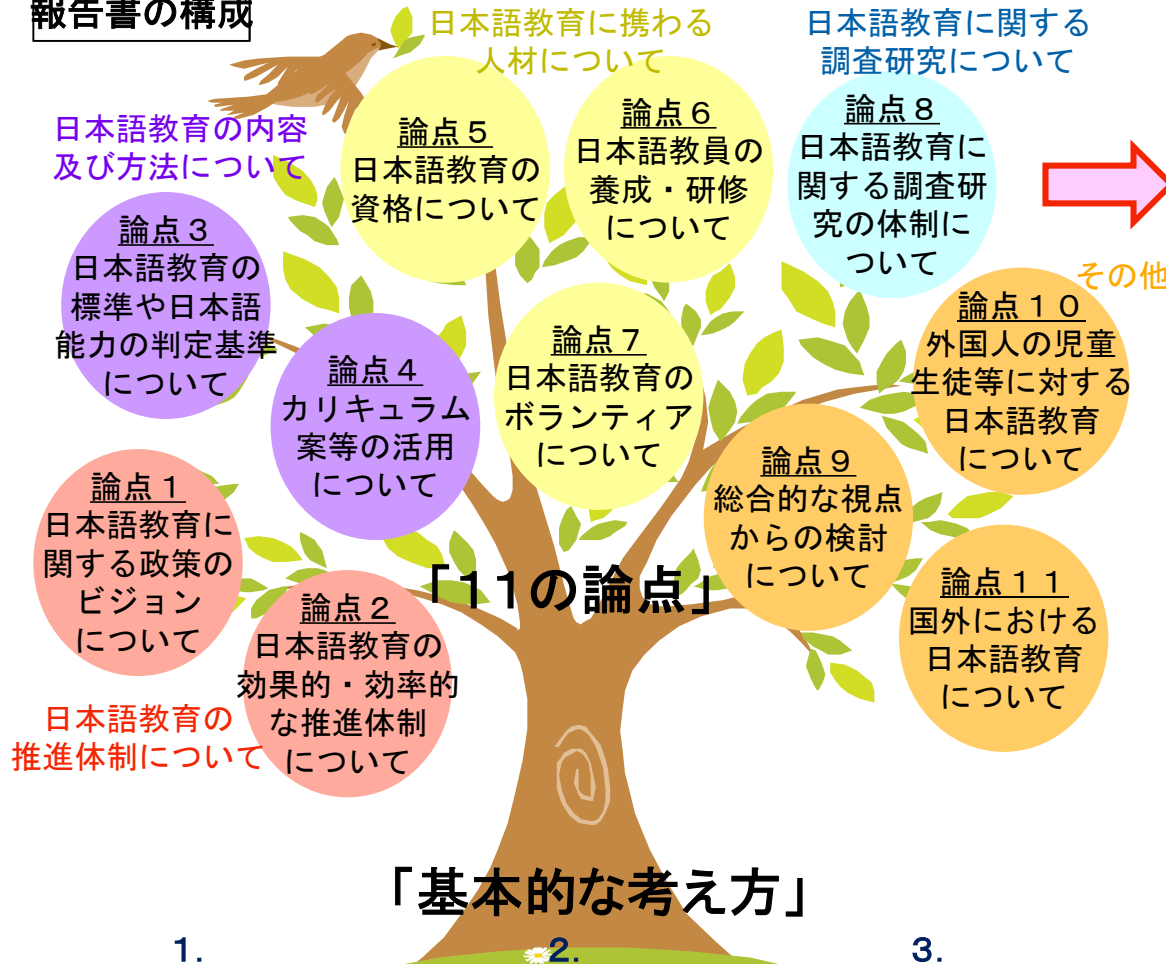
○平成24年5月28日に日本語教育小委員会に「課題整理に関するワーキンググループ」を設置。

(※日本語教育小委員会は文化審議会国語分科会に平成19年7月に設置。)

日本語教育を推進する意義等について再確認するための検討を行い、改めて「基本的な考え方」を整理。

その上で、今後、具体的な施策の方向性や日本語教育の推進方を議論していく際の「検討材料」として「11の論点」を整理。

報告書の構成



これまでの検討状況

○日本語教育小委員会において、論点を「検討材料」として調査、ヒアリング等を実施

○日本語教育小委員会以外にも、様々な機会を生かして、関係機関・団体、都道府県・市区町村等から11の論点に関してデータ、意見を収集し、整理。

○平成26年1月31日に「日本語教育の推進に当たっての主な論点に関する意見の整理について(報告)」を取りまとめ。

○平成28年2月29日に「地域における日本語教育の推進に向けて(報告)」を取りまとめ

平成28年度の審議予定

○論点5「日本語教育の資格について」、論点6「日本語教員の養成・研修について」を審議予定。

文化審議会国語分科会日本語教育小委員会における審議について

- 平成19年7月、文化審議会国語分科会に日本語教育小委員会を設置。日本語教育小委員会では地域における日本語教育の役割分担、体制整備、連携・協力、内容・方法等について検討し、「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案等を取りまとめ。

日本語教育の推進に向けた基本的な考え方と論点の整理について(報告) [平成25年2月]

- 日本語教育の推進に向けた基本的な考え方及びその論点を11に整理。



日本語教育の推進に当たっての主な論点に関する意見の整理について(報告) [平成26年1月]

- 地域における日本語教育についての意見が多く、地域における日本語教育はボランティアが大きな役割を担っており、自治体における日本語教育の体制について検証が重要で、どのような方策が考えられるか検討が必要。
- 外国人の日本語学習ニーズや日本語学習環境などの詳細なデータ収集・整理が必要といった意見があり、調査研究を関係機関等とどのように連携協力しながら進めるか検討した上で実施することが適切。



- 上記を踏まえ、右記の二つの論点について検討し、中間まとめを作成。

地域における日本語教育の実施体制について 中間まとめ ー論点7 日本語教育のボランティアについてー

文化審議会国語分科会日本語教育小委員会 平成27年8月27日

日本語教育ボランティアを含めた地域の日本語教育の実施体制についての考え方や、日本語教育体制の構築事例及びそのポイントについてまとめたもの。

中間まとめの構成

1. はじめに
2. 外国人の受入れ施策等の状況について
3. 地域における日本語教育の現状と課題
4. 地域における日本語教育の実施体制の考え方について
5. 日本語教育の実施体制のポイント
※ 6つのポイントごとに、特徴的な地方公共団体や日本語教育実施機関・団体の取組を紹介。
6. まとめ

日本語教育に関する調査の共通利用項目について 中間まとめ

ー論点8 日本語教育に関する調査研究についてー

文化審議会国語分科会日本語教育小委員会 平成27年8月27日

外国人の日本語に対するニーズや日本語学習の実態把握を進めるため、地方公共団体との連携・協力による調査体制の在り方について検討し、調査の共通利用項目やその活用についてまとめたもの。

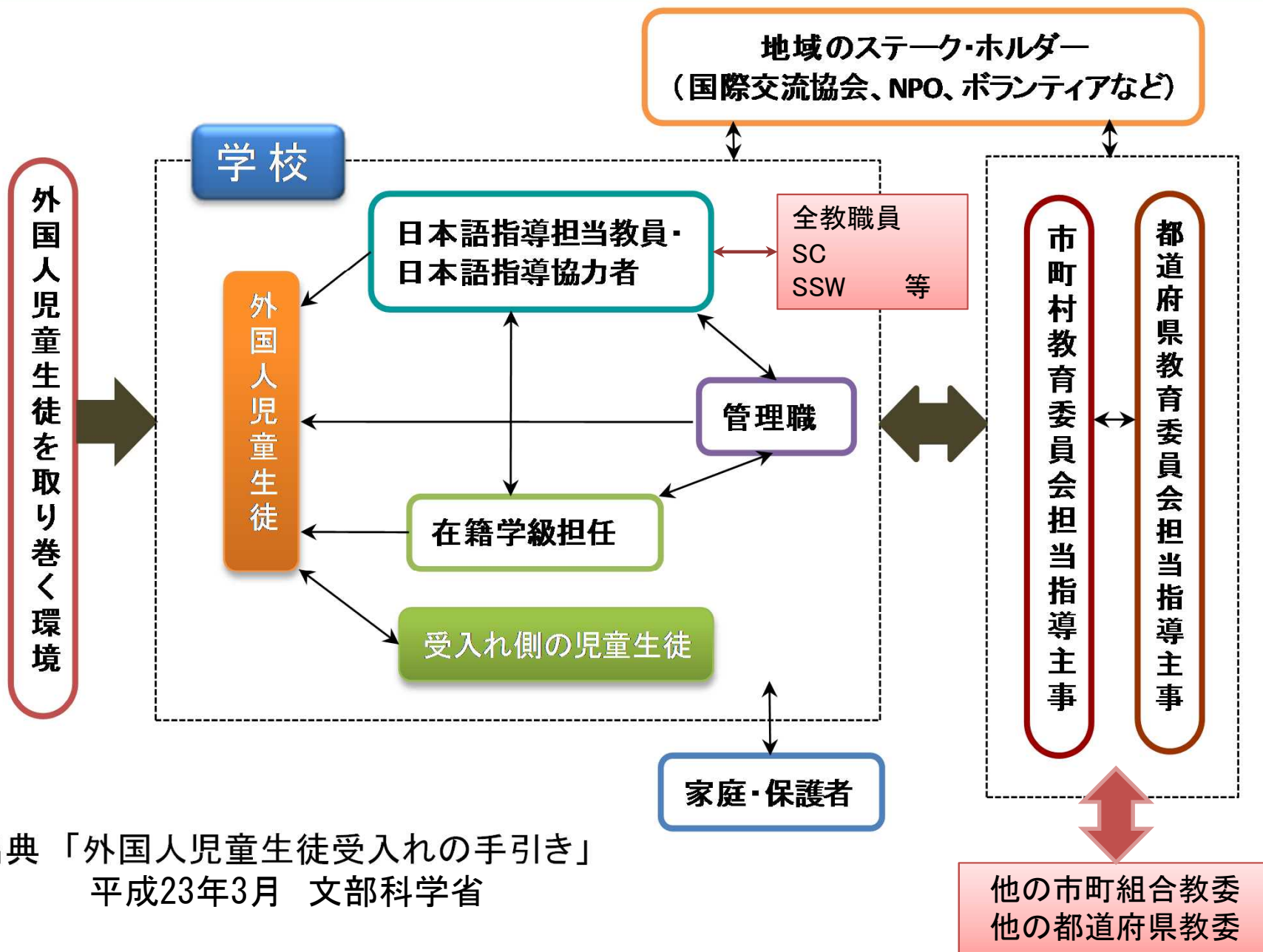
中間まとめの構成

1. 検討の経緯
2. 日本語教育に関する調査の共通利用項目の作成の観点、活用方法について
3. 日本語教育の調査に関する共通利用項目(案)
※ 外国人の属性等、日本語学習、日本語能力に関する項目について共通利用項目(案)を作成。
4. まとめ

- いずれも、現在、日本語教育推進会議での報告、都道府県、政令指定都市等への意見照会を行っているところ。
- 今後、意見照会の結果、関係各所からの意見を踏まえ、今期中に年度内に最終報告をまとめる予定。

III 外国人児童生徒教育の指導体制に関する資料

外国人児童生徒等受入れ体制の概念図



出典 「外国人児童生徒受入れの手引き」
平成23年3月 文部科学省

自治体における日本語指導担当教員の配置状況の例(A県)

1 日本語指導担当教員 1人当たりの指導人数

学校種	要日本語指導児童生徒数 a	日本語指導担当教員数 b	日本語指導担当教員1人当たりの児童数 a/b
小学校	6,374人	303人	21.0人
中学校	2,162人	143人	15.1人

2 日本語指導が必要な児童生徒数と日本語指導担当教員数

【小学校】

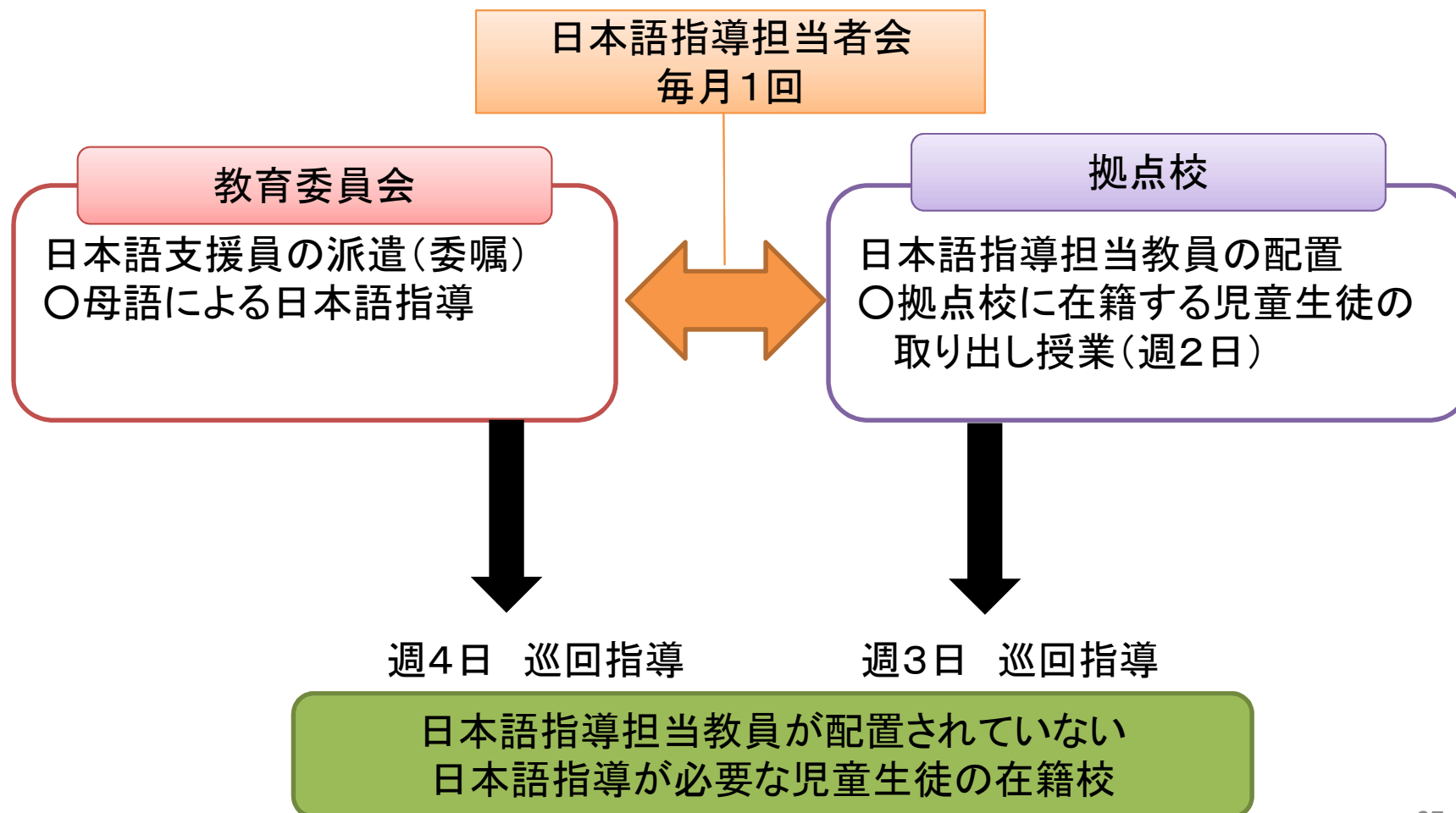
自治体あたり要日本語指導児童数 c	自治体あたり日本語指導担当教員数 d	自治体数 e	在籍校数 f	担当教員1人当たりの児童数 c/d
0人		9		
10人未満	0.11人	9	19	33人
10人以上 30人未満	1人	9	42	20.5人
30人以上 60人未満	2.3人	6	46	22.1人
60人以上 100人未満	3.5人	6	59	21.9人
100人以上 200人未満	6.7人	7	72	20.8人
200人以上	26.4人	8	301	20.9人

【中学校】

自治体あたり要日本語指導生徒数 g	自治体あたり日本語指導担当教員数 h	自治体数 i	在籍校数 j	担当教員1人当たりの生徒数 g/h
0人		7		
10人未満	0人	19	35	
10人以上 50人未満	1.4人	18	82	19.6人
50人以上 100人未満	5.2人	6	35	13.7人
100人以上 200人未満	12人	1	15	14.4人
200人以上	25人	3	89	13.5人

日本語指導体制 実施例 1

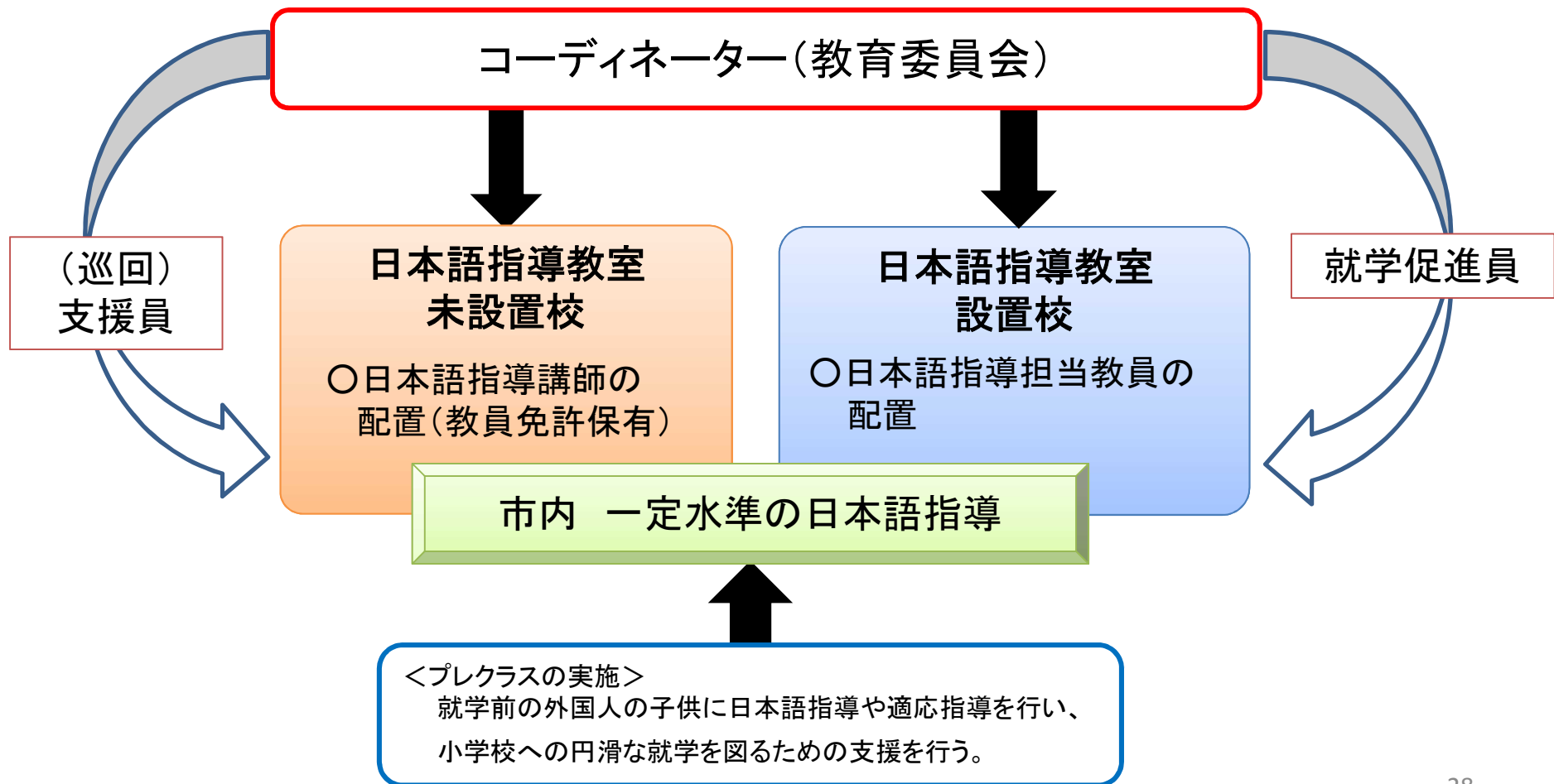
- ・ 拠点校に設置された日本語指導担当教員による日本語指導と教育委員会が委嘱する支援員によりサポートする事例



日本語指導体制 実施例 2

- ・教育委員会に配置されたコーディネーターが各学校に指導を行うとともに、各学校の体制に応じて支援員等を派遣する事例

※補助事業実施自治体の実践より



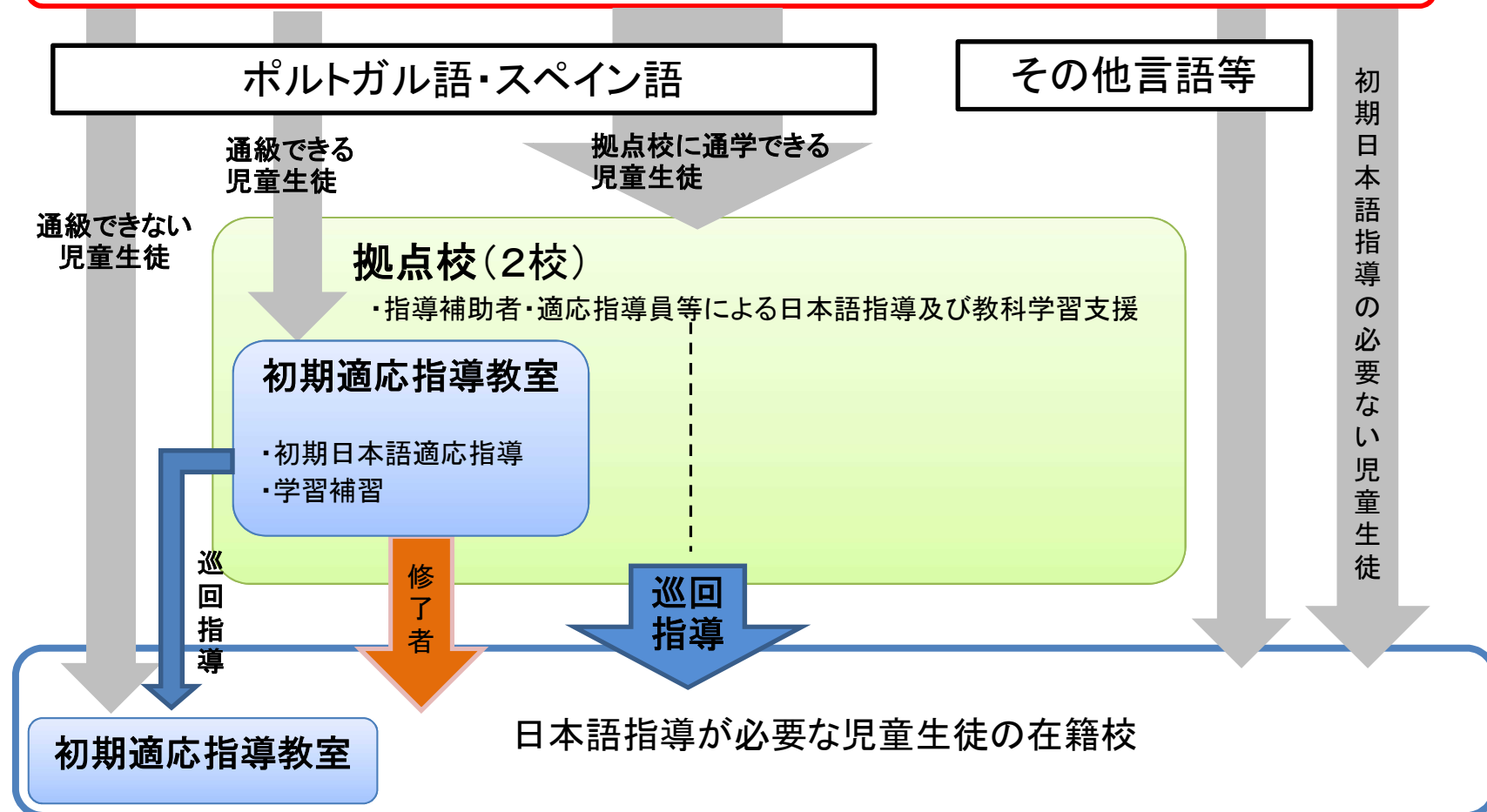
日本語指導体制 実施例 3

- ・ 初期適応指導を中心とした拠点校を設置する事例

※補助事業実施自治体の実践より

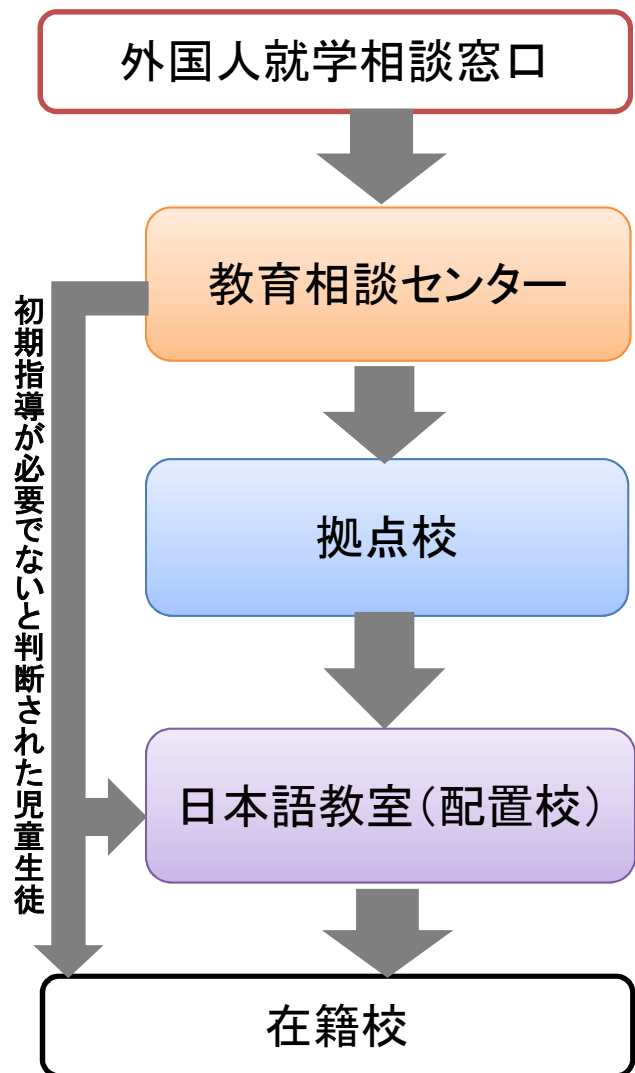
外国人就学相談窓口

教育委員会・就学促進相談員による就学相談の実施



日本語指導体制 実施例 4

・ 児童生徒の学習ステージに応じた初期指導・統合指導の拠点校等設置の事例



<教育相談センター> コーディネーター配置

- コーディネーター、拠点校日本語指導担当教員による面接
対象児童生徒・保護者・在籍校管理職・担任
- ・日本語能力の把握 ・家庭環境 ・生育歴
- ・保護者の願い ・学校の要望 ・今後の日本語指導

<拠点校> 日本語指導担当教員配置

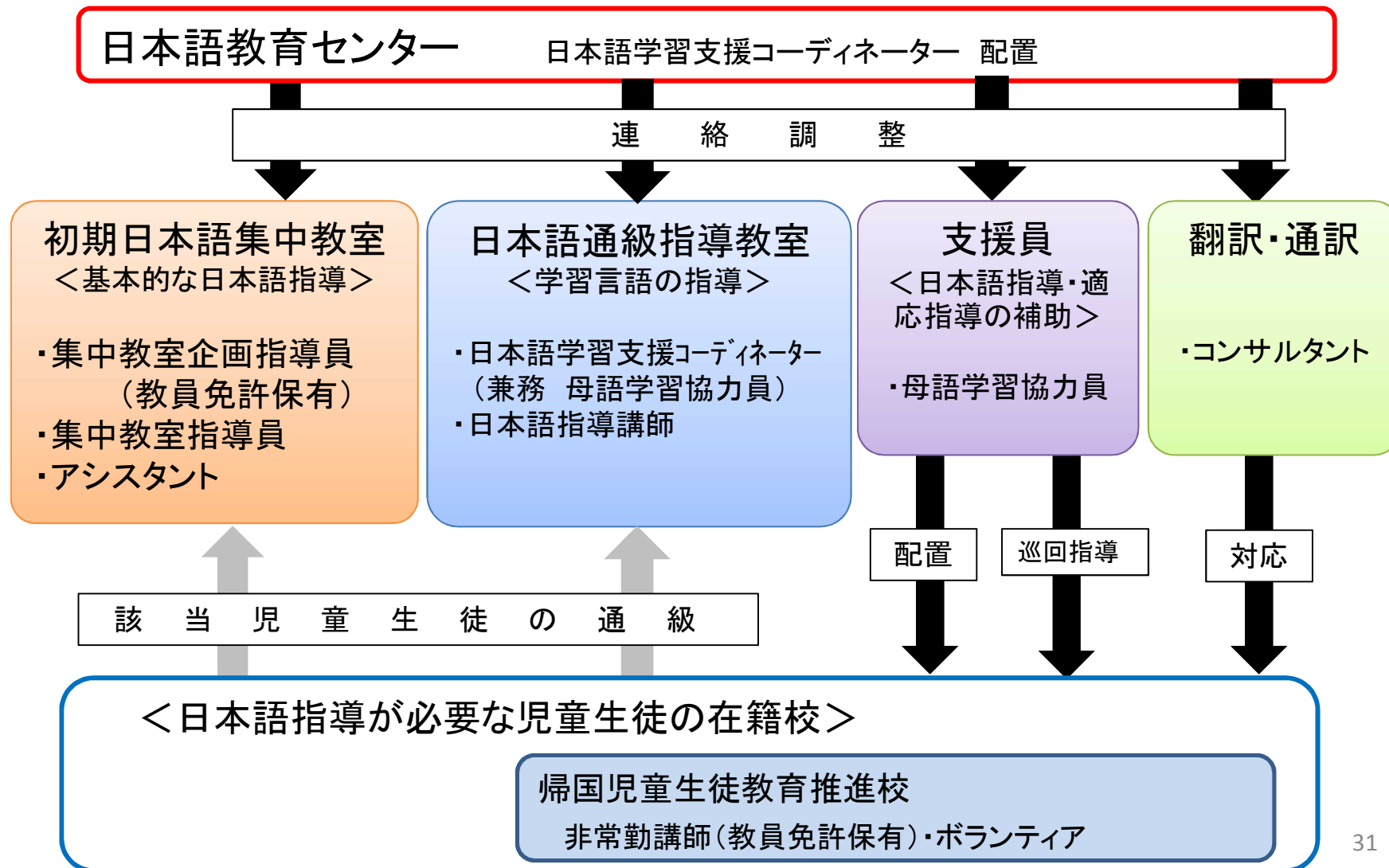
- 初期指導**・・・在籍校と相談して、個別の指導計画作成
日本語指導員と連携
日本語能力の把握(評価)
- ・日本語基礎 ・通級・巡回指導

<配置校> 日本語指導担当教員配置校

- 統合指導**・・・自校の児童生徒を指導
通級児童生徒を指導
在籍校との連携
- ・初期指導 ・教科との統合指導

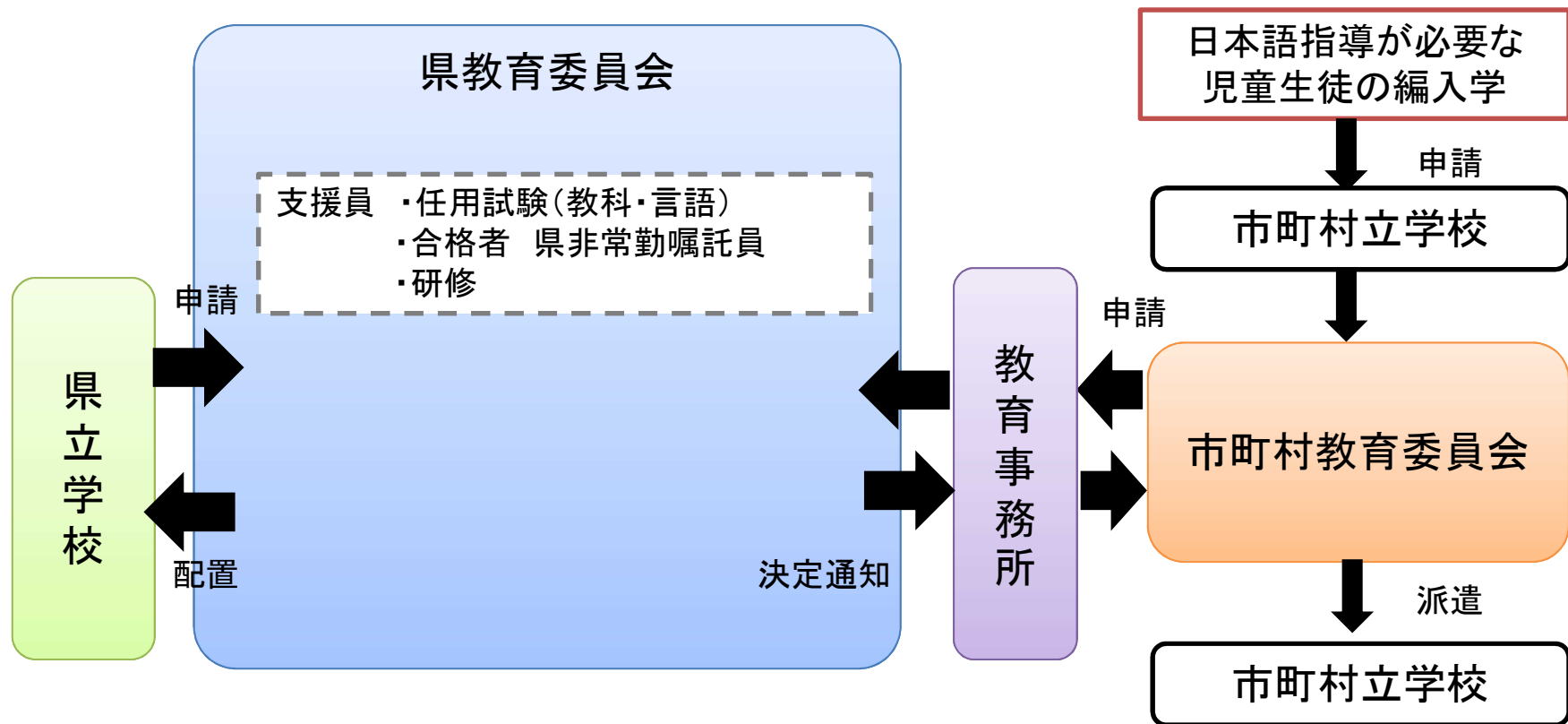
日本語指導体制 実施例 5

- ・ 児童生徒のニーズに応じた様々な日本語指導メニューの提供について
コーディネートを行うセンターを設置する事例 ※補助事業実施自治体の実践より



日本語指導体制 実施例 6

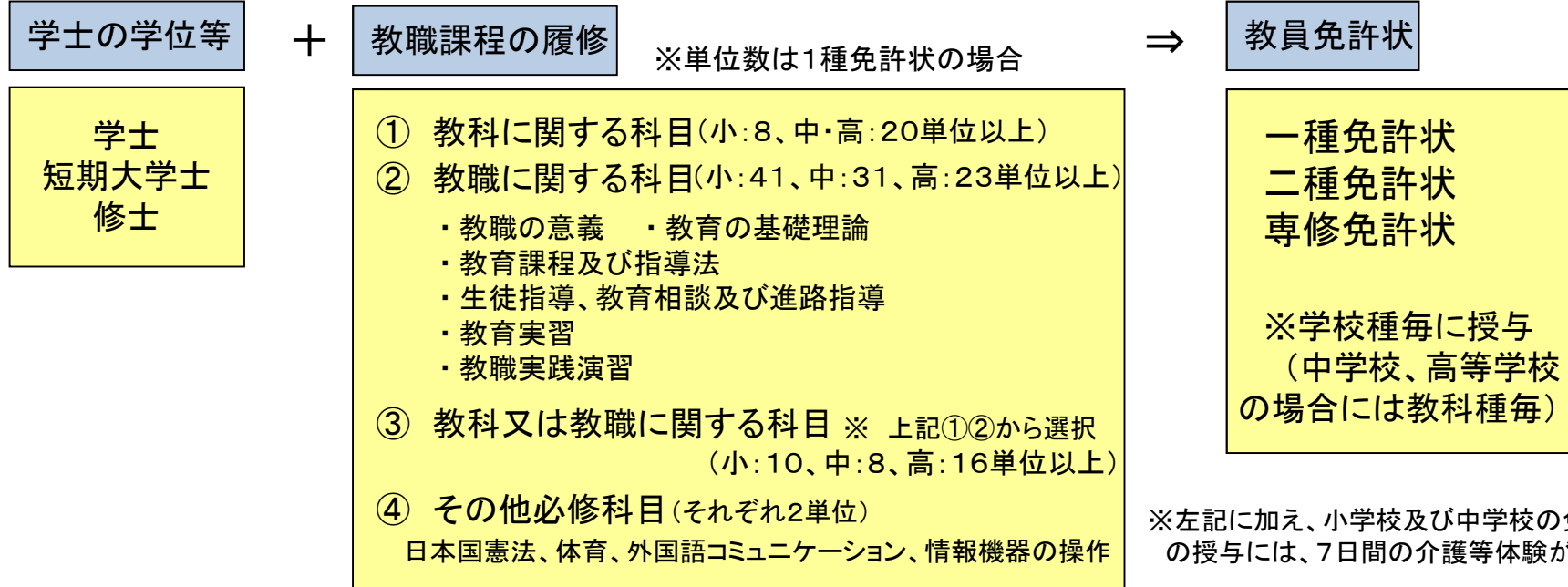
- ・ 県教育委員会が県内市町村教育委員会へ支援員の派遣をコーディネートする事例



**V 外国人児童生徒教育に携わる教員・支援員
の養成・確保に関する資料**

大学における教員養成の仕組み

- 学位と教職課程における単位の修得等により教員免許状が授与される。
- 教職課程は免許状の種類毎に、大学の学科等を文部科学大臣が認定。
(※ 幼稚園及び小学校の教職課程は「教員養成を主たる目的とする」学科等でなければならない。)



※左記に加え、小学校及び中学校の免許状の授与には、7日間の介護等体験が必要。

【例：小学校教諭一種免許状の場合の履修科目(教科に関する科目／教職に関する科目)】

区 分	細 目
○教科に関する科目 1以上の科目合計8単位上修得	<ul style="list-style-type: none"> <li style="width: 25%;">・ 国語（書写を含む） <li style="width: 25%;">・ 社会 <li style="width: 25%;">・ 算数 <li style="width: 25%;">・ 理科 <li style="width: 25%;">・ 生活 <li style="width: 25%;">・ 音楽 <li style="width: 25%;">・ 図画工作 <li style="width: 25%;">・ 家庭 <li style="width: 25%;">・ 体育
○教職に関する科目 4 1 単位以上修得	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教科の意義等に関する科目（教職の意義及び教員の役割、職務内容等）…………… 2 単位 ・ 教育の基礎理論に関する科目…………… 6 単位 (教育の理念、教育に関する歴史及び思想、児童等の心身の発達及び学習の過程、教育に関する制度的事項等) ・ 教育課程及び指導法に関する科目…………… 2 2 単位 (教育課程の意義及び編成の方法、各教科の指導法(国語・社会・算数・理科・生活・音楽・図画工作・家庭・体育についてそれぞれ2単位以上)、道徳の指導法、特別活動の指導法、教育の方法及び技術) ・ 生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目…………… 4 単位 (生徒指導・教育相談(カウンセリングを含む)・進路指導の理論及び方法) ・ 教育実習…………… 5 単位 ・ 教職実践演習…………… 2 単位

教員養成系大学における「日本語教育」関連科目及び 養成課程上の位置付けの例

位置付けの方法		大学	開設科目名	取得可能な 教員免許
教員養成課程で 専攻・分野を開設	「人間形成コース」に「日本語教育」専門領域を開設	横浜国立大学教育人間科学部 学校教育課程	「日本語教育概論」 「日本語教育基礎論」 「日本語教授法講義」 「日本語教授法演習」 等	小学校Ⅰ種
教員養成課程で 関係科目を開設	「国語領域専攻」に 関係科目を開設	京都教育大学教育学部 学校教育教員養成課程	「児童・生徒のための 日本語教育論A、B」 「日本語学習支援・実地 研究A、B」 「日本語教育方法論」 等	小学校Ⅰ種 中学校・高等学校Ⅰ種 (国語)
教員養成課程で 関係科目を開設	「現代教育コース」内の「異文化 間教育ユニット」に 関係科目を開設	信州大学教育学部 学校教育教員養成課程	「多文化教育方法論」 「多文化教育特別演習 I、II」 等	小学校Ⅰ種
教員養成課程以外 の課程で専攻/ 関係科目を開設	「現代学芸課程」において「日本語 教育コース」を開設	愛知教育大学教育学部 現代学芸課程	「日本語教育学入門」 「日本語教授法」 「年少者日本語教育概説」 「異文化理解教育論」 等	中学校・高等学校Ⅰ種 (国語、英語)

※横浜国立大学、京都教育大学、信州大学、愛知教育大学の各ホームページをもとに文部科学省で作成

(参考) 大学における教員養成の現状

1. 課程認定数

(平成26年5月1日現在)

	大学				短期大学				大学院			
	国立	公立	私立	計	国立	公立	私立	計	国立	公立	私立	計
大学等数	82	84	586	752	-	18	335	353	86	76	460	622
課程認定を有する大学等数	77	58	472	607	-	9	237	246	80	39	309	428
割合	93.9%	69.0%	80.5%	80.7%	-%	50.0%	70.7%	69.7%	93.0%	51.3%	67.2%	68.8%

2. 国立教員養成系大学・学部の現状(平成27年度)

学部

大学数	入学定員		合計
	教員養成課程	新課程	
44 (うち単科大学11)	10,971	3,419	14,390

注)新課程:教員就職率の低下に伴い、昭和62年度から教員養成課程の一部を、教員以外の職業分野の人材や高い教養と柔軟な思考力を身につけた人材を養成することを目的とした課程として改組したもの。

大学院(修士課程)

大学数	研究科数	専攻数	入学定員
43	43	142	3,160

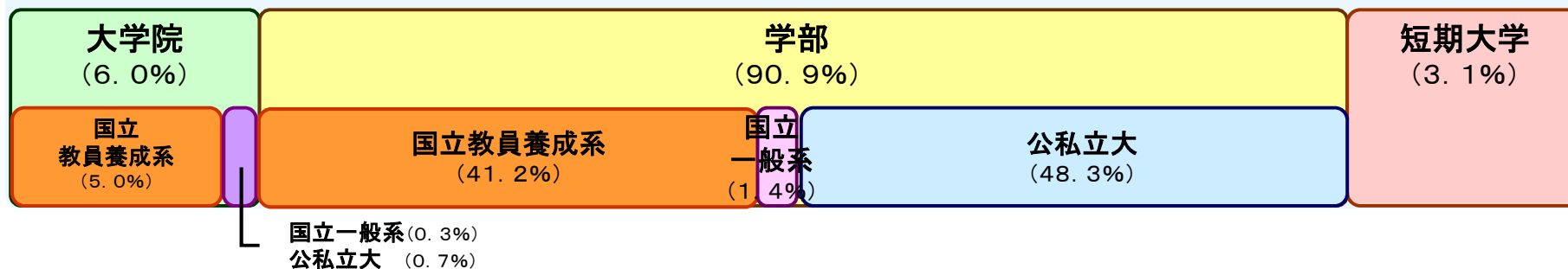
教職大学院(専門職学位課程)

区分	設置大学数	入学定員
国立	21	718
私立	6	170
合計	27	888

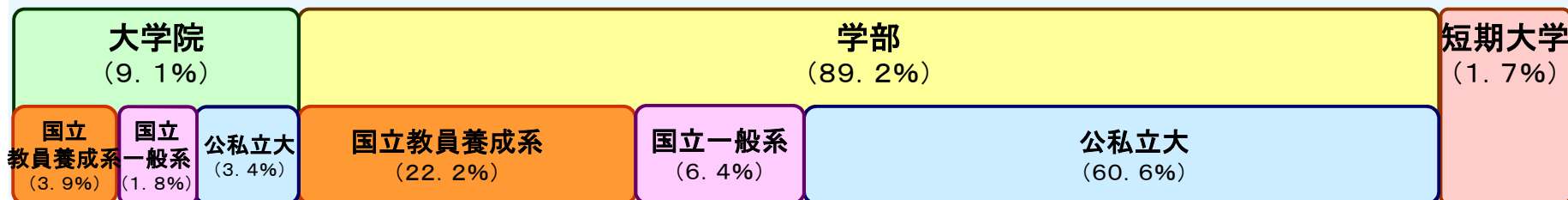
(参考) 養成機関別新規学卒者免許状取得者数

※平成26年3月(平成25年度)卒業者の免許状取得状況

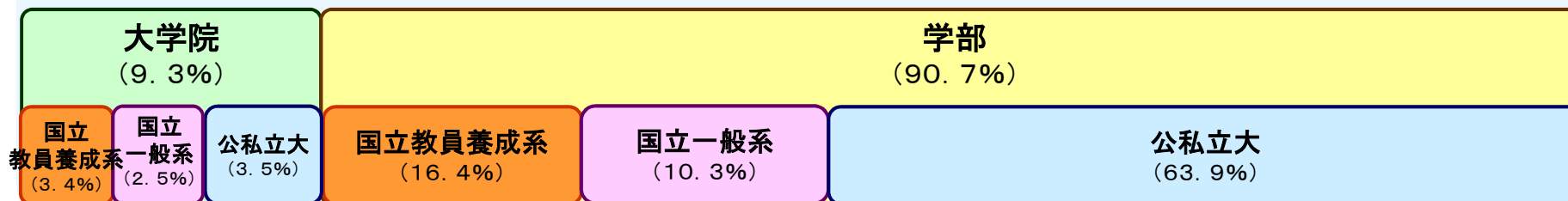
小学校教諭免許状取得者数:2万1,618人



中学校教諭免許状取得者数:4万7,465人

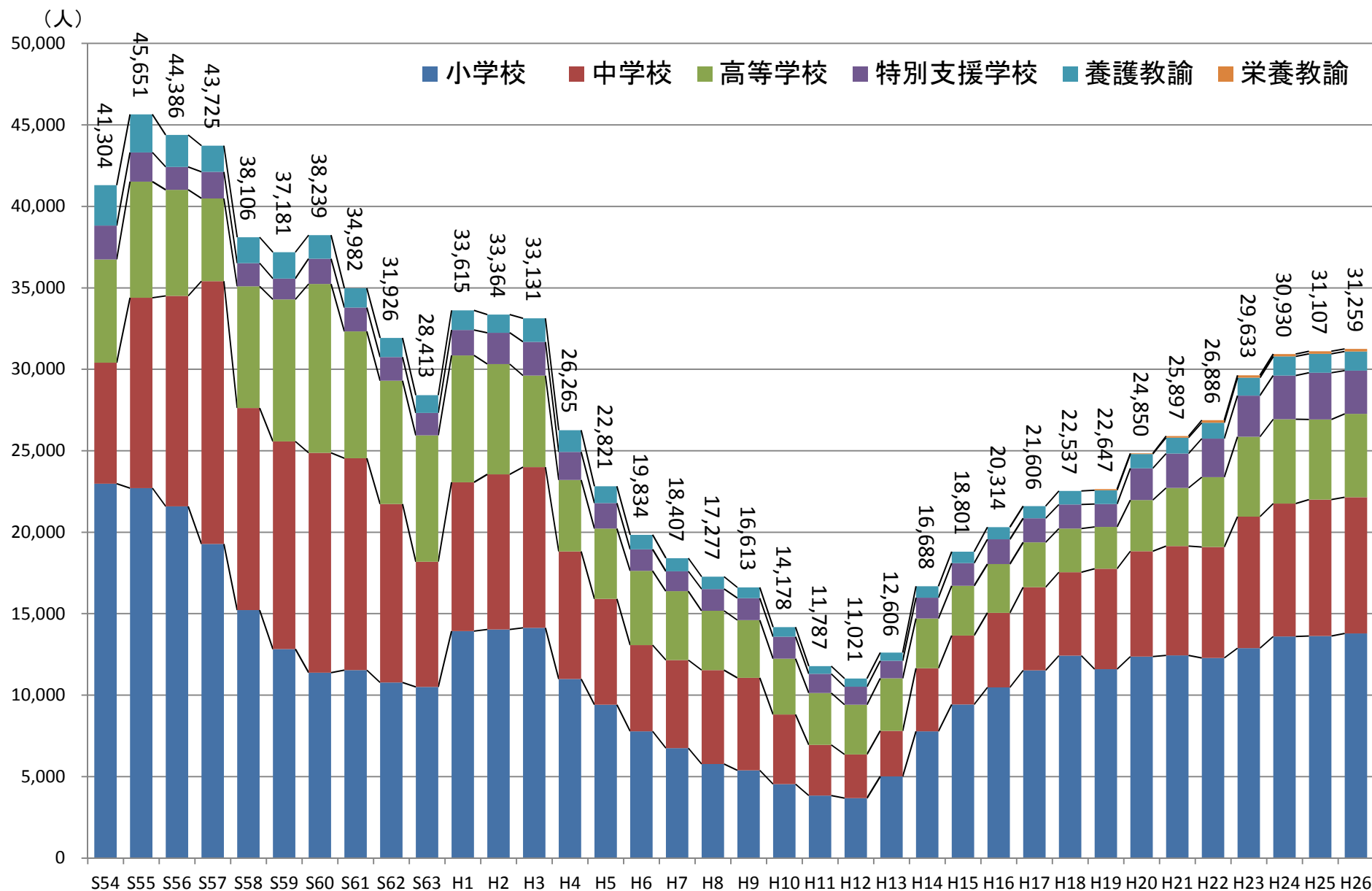


高等学校教諭免許状取得者数:5万9,649人



※ 大学、大学院及び短期大学において、小学校、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状を取得した新規学卒者の数

(参考) 公立学校教員採用者数の推移



出典: 文部科学省初等中等教育局教職員課「公立学校教員採用選考試験の実施状況について」

日本語教員養成において必要とされる教育内容

(日本語教員の養成に関する調査研究協力者会議:平成12年3月30日)

領域	区分	内容	キーワード	
コミュニケーション	社会・文化・地域に関わる領域	世界と日本	歴史/文化/文明/社会/教育/哲学/国際関係/日本事情/日本文学……	世界史/日本史/文学/芸術/教育制度/政治/経済/貿易外交/人口動態/労働政策/日本の経営/グローバルスタンダード/社会習慣/時事問題……
		異文化接触	国際協力/文化交流/留学生政策/移民・難民政策/研修生受入政策/外国人児童生徒/帰国児童生徒/地域協力/精神衛生……	国際機関/技術移転/出入国管理/外国人就労/共生社会/難民条約/子どもの権利条約/国籍/少数民族/異文化適応/カウンセリング/ODA/NGO/NPO……
		日本語教育の歴史と現状	日本語教育史/言語政策/教員養成/学習者の多様化/教育哲学/学習者の推移/日本語試験/各国語試験/世界各地域の日本語教育事情/日本各地域の日本語教育事情……	第二次世界大戦/国際共通語/日本語教員養成講座/留学生/就学生/技術研修生/中国帰国者/難民/出入国管理及び難民認定法(入管法)/地域の日本語教育/日本語教育能力検定試験/日本語能力試験/日本語ビジネス日本語能力テスト/ACTFL/TOEFL/TOEIC/英検……
	教育に関わる領域	言語と社会	ことばと文化/社会言語学/社会文化能力/言語接触/言語管理/言語政策/言語社会学/教育哲学/教育社会学/教育制度……	世界観/宗教観/法意識/自己概念/個人主義/集団主義/公用語/方言/言語生活/外国語・第二言語教育/ピジン・クレオール/ダイグロシア/二言語併用……
		言語使用と社会	言語変種/ジェンダー差・世代差/地域言語/待遇・ポライトネス/言語・非言語行動/コミュニケーション・ストラテジー/地域生活関連情報……	語用論ルール/ウチ・ソト/やりもらい/会話のルール/多言語/沈黙/意志決定/交渉/根回し/稟議/時間・空間意識/ホンネとタテマ/人称代名詞・親族名称・呼称/メタファー/発話行為(依頼・言い訳・感謝・約束・謝罪等)/指標/終助詞……
		異文化コミュニケーションと社会	異文化受容・適応/言語・文化相対主義/自文化(自民族)中心主義/アイデンティティ/多文化主義/異文化間トランス/言語イデオロギー/言語選択……	意味付け/コードスイッチング/翻訳/通訳/バイカルチャリズム/エスノリンギスティック/バイリティ(ethnolinguistic vitality)/イクイティ(equity)/共生/コンテクスト/異文化交渉/国際協力……
	言語に関わる領域	言語理解の過程	言語理解/談話理解/予測・推測能力/記憶/視点/言語学習……	記憶(エピソード記憶・意味記憶)/スキーマ/トップダウン・ボトムアップ・処理/推論……
		言語習得・発達	幼児言語/習得過程(第一言語・第二言語)/中間言語/言語喪失/バイリンガリズム/学習過程/学習者タイプ/学習ストラテジー……	第一言語・第二言語/相互依存仮説/帰納的・演繹的学習法/言語転移/意味フィルター/発達障害/学習障害(LD)/言語病理/沈黙期……
		異文化理解と心理	異文化間心理学/社会的スキル/集団主義/教育心理/日本語の学習・教育の情意的側面……	カルチャーショック/文化摩擦/判断停止(エホケー)/文化化/異文化トレーニング/自己開示……
	言語に関わる領域	言語教育法・実習	実践的知識/実践的能力/自己点検能力/カリキュラム/コースデザイン/教室活動/教授法/評価法/学習者情報/教育実習/教育環境/地域別・年齢別日本語教育法/教育情報/ニーズ分析/誤用分析/教材分析・開発……	教室研究(クラスルームリサーチ)/アクションリサーチ/グループダイナミクス/ドラマ/ロールプレイ/スピーチ/ディベート/ディスカッション/多言語・多文化/インタラクション/教師の自己研修(ティーチャー・ディベロップメント)/コミュニケーション・テスト/アセスメント/ポートフォリオ/シラバス/レディネス……
		異文化間教育・コミュニケーション教育	異文化間教育/多文化教育/国際・比較教育/国際理解教育/コミュニケーション教育/スピーチ・コミュニケーション/異文化コミュニケーション訓練/開発コミュニケーション/異文化マネージメント/異文化心理/教育心理/言語間対照/学習者の権利……	異文化トレーニング/母語保持/エンパワメント/加算・減算的バイリンガリズム/言語転移/相互学習/体験学習/イマージョン教育/クリティカル・インシデント(危機事例)/カルチャー・アシミレータ/判断停止(エホケー)/ファシリテータ……
		言語教育と情報	教材開発/教材選択/教育工学/システム工学/統計処理/メディア・リテラシー/情報リテラシー/マルチメディア……	教材/教具/メディア/コンテンツ/ネットワーク/視聴覚情報/言語コーパス/CAI・CALL・CMI/衛星通信/ファシリテータ/知的所有権/著作権……
言語		言語の構造一般	一般言語学/世界の諸言語/言語の類型/音声的類型/形態(語彙)的類型/統語的類型/意味論的類型/語用論的類型/音声と文法……	語族/SOV・SVO言語/モラ言語/膠着語/高文脈/相対敬語/発話行為/ポライトネス/ハラ言語/非言語/表音・表意文字/タイポロジー……
言語に関わる領域	日本語の構造	日本語の系統/日本語の構造/音韻体系/形態・語彙体系/文法体系/意味体系/語用論的規範/表記/日本語史……	南方・北方説/音素/アクセント/イントネーション/形態素/語構成/文節/品詞分類/文法/命題/モダリティ/文章談話構造/語用論的機能/発話行為/位相/待遇表現/方言/性差……	
	言語研究	理論言語学/応用言語学/情報学/社会言語学/心理言語学/認知言語学/言語地理学/対照言語学/計量言語学/歴史言語学/コミュニケーション学……	調査・分析法/リサーチ・ツール/リサーチ・クエスチョン/論文作成法/発表形態/学会……	
	コミュニケーション能力	受容・理解能力/表出能力/言語運用能力/談話構成能力/議論能力/社会文化能力/対人関係能力/異文化調整能力……	4技能/葛藤処理(管理)/プレゼンテーション/対人関係構築・維持/関係修復/判断停止(エホケー)/日本語能力/外国語能力……	

① 日本語教育における現代的な課題や日本語学習者の学習需要の多様化に対応し、今後の日本語教員養成における教育内容として、画一的な「標準的な教育内容」ではなく、「基礎から応用に至る選択可能な教育内容」を示すことを基本とする。したがって、それぞれの日本語教育機関においては、そこに示された教育内容を基に、教育目的や学習者のレベル等の属性に応じていろいろな組み合わせを教育課程が編成できるようにするものである。

② 各養成機関においてどのような教育課程を編成するかは、今回新たに示す教育内容を参考としてそれぞれの日本語教員養成機関の自主的な判断に委ねようとするものである。したがって、教育課程編成に際しての枠組みとなる標準単位数や、従来設けられていた主専攻・副専攻の区分は設けず、今後は、各大学等の教育目的がより一層実現しやすいようにするものである。

法務省告示をもって定める日本語教育機関における日本語教員の要件

(日本語教育機関の運営に関する基準及び日本語教育機関審査内規より抜粋)

日本語教育機関の運営に関する基準

(教員の資格)

11 日本語教育機関の教員は次の各号の一に該当するものとする。

- 一 大学(短期大学を除く。)において日本語教育に関する主専攻(日本語教育科目45単位以上)を修了し、卒業した者
- 二 大学(短期大学を除く。)において日本語教育に関する科目を26単位以上修得し、卒業した者
- 三 日本語教育能力検定試験に合格した者
- 四 次のいずれかに該当する者で日本語教育に関し、専門的な知識、能力等を有するもの
 - (1) 学士の学位を有する者
 - (2) 短期大学又は高等専門学校を卒業した後、2年以上学校、専修学校、各種学校等(以下「学校等」という。)において日本語に関する教育又は研究に関する業務に従事した者
 - (3) 専修学校の専門課程を修了した後、学校等において日本語に関する教育又は研究に関する業務に従事した者であって、当該専門課程の修業年限と当該教育に従事した期間とを通算して4年以上となる者
 - (4) 高等学校において教諭の経験のある者
- 五 その他これらの者と同等以上の能力があると認められる者

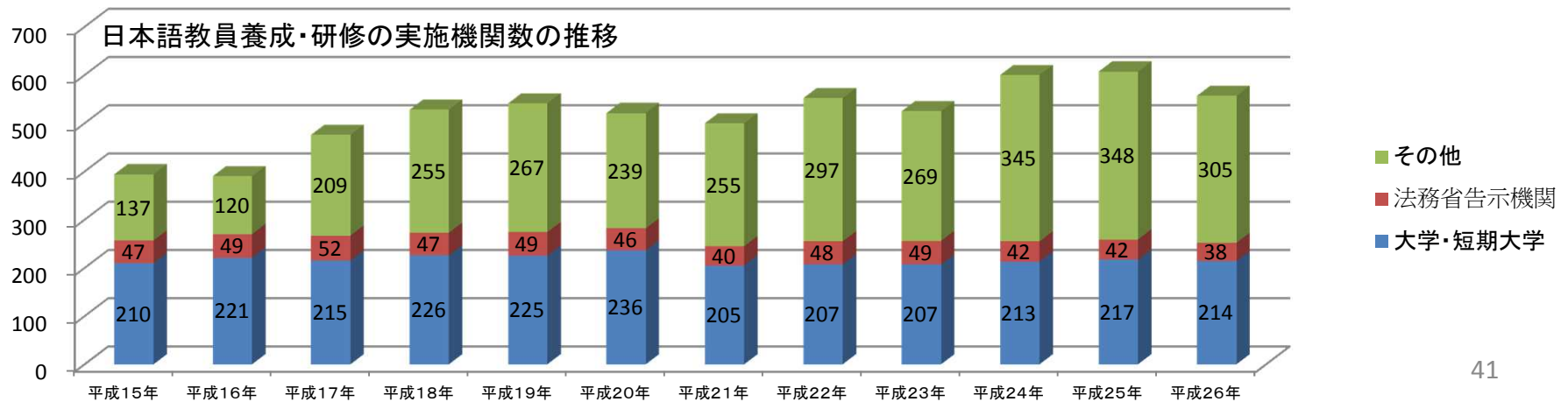
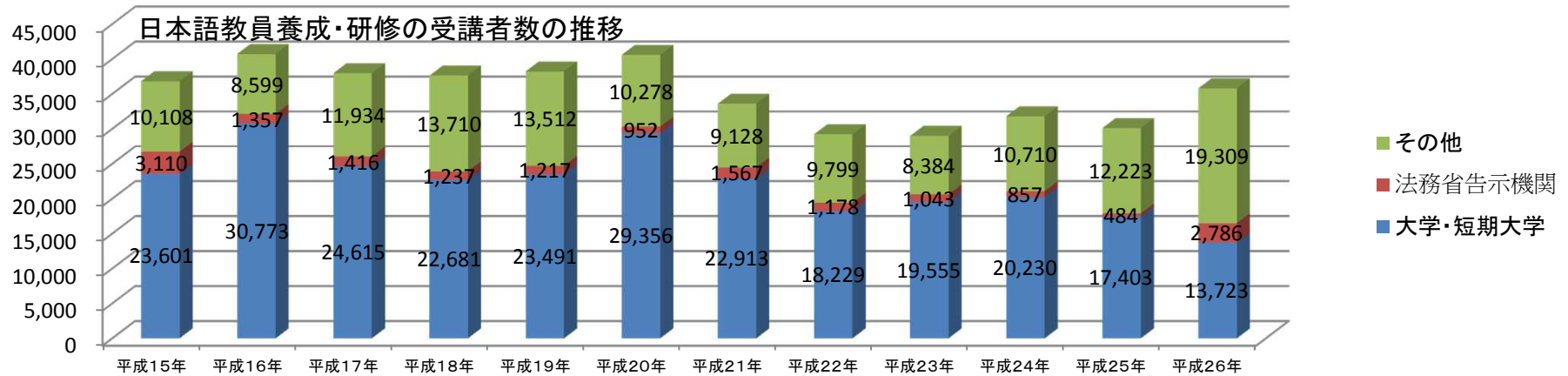
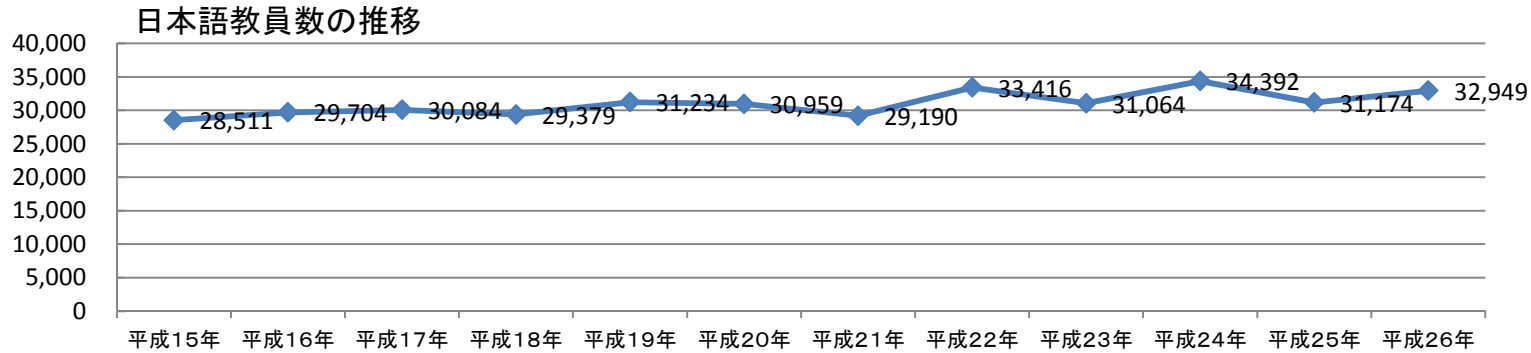
日本語教育機関審査内規

9. 教員の資格

基準11(教員の資格)第四号の「日本語教育に関し、専門的な知識、能力等を有するもの」とは、学士の学位を有する者及び高等学校において教諭の経験のある者については、学校、専修学校、各種学校等における日本語に関する教育若しくは研究に関する業務に1年以上従事した者又は420時間以上日本語教育に関する研修を受講した者とする。

日本語教員養成・研修に関する統計

(文化庁実施の日本語教育実態調査より)



(参考) 平成12年3月30日以前の日本語教員養成のための標準的な教育内容

(日本語教育施策の推進に関する調査研究会:昭和60年5月13日)

日本語教員に必要な知識・能力	養成機関 一般の日本語教員養成機関	大学学部日本語教育		大学院修士課程	
		主専攻	副専攻	Aコース	Bコース
1-1 日本語の構造に関する体系的、具体的な知識 (科目名例示)日本語学(概論、音声、語彙・意味、文法・文体、文字・表記)	150時間	18単位	10単位	4単位	11単位
1-2 日本人の言語生活等に関する知識・能力 (科目名例示)言語生活・日本語史	30時間	4単位	2単位	4単位	2単位
2 日本事情	15時間	4単位	1単位		
3 言語学的知識・能力 (科目名例示)言語学概論・社会言語学・対照言語学・日本語学史	60時間	8単位	4単位	7単位	5単位
4 日本語の教授に関する知識・能力 (科目名例示)日本語教授法・日本語教育教材・教具論・評価法・実習	165時間	11単位	9単位	9単位	10単位
合 計	420時間	45単位	26単位	24単位	28単位

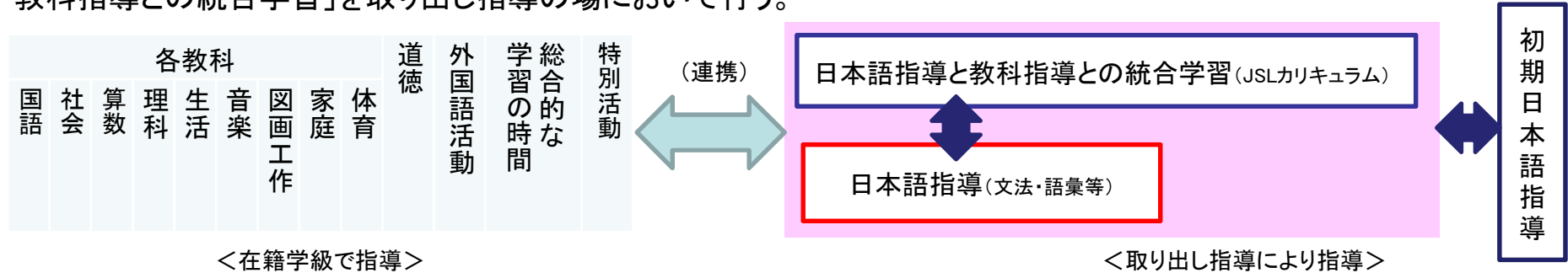
1. 上記の知識・能力の他に表現・理解力等の日本語能力、外国語に関する知識・能力、世界の諸地域に関する知識の習得を図る必要がある。なお、日本事情には学習者の背景により古典及び文芸を含み得る。
2. 大学院修士課程のAコースは、大学の学部における日本語教員養成の主専攻課程を修了した者を、Bコースはそれ以外の者を対象としている。
3. 一般の日本語教員養成機関の授業時数は、大学の学部における副専攻課程の1単位を15時間とし、実習については45時間として算出したものである。

VI 外国人児童生徒教育における指導内容の 改善・充実に関する資料

日本語指導と教科指導との統合（JSLカリキュラム）

○指導の場

日本語指導が必要な児童生徒が在籍学級で各教科の指導を受けながら、日本語の能力に応じた「日本語指導と教科指導との統合学習」を取り出し指導の場において行う。



○日本語指導と教科指導との統合学習の効果

- ・問題解決的な活動を基本にすることにより、具体的な活動と言葉の意味を結びつけることができる。
- ・具体物や直接体験を生かすことができる。
- ・日本語能力に応じた発問の仕方により、子供の理解を促進する。
- ・子供のつまづきに応じて学習活動を組み込める。

トピック型 JSLカリキュラム

子供たちの興味関心に
沿ってトピックを設定
体験→探求→発信

- 「気候」・・・子供の実態と結びつける支援を行う。
 - 母国と日本の気候にはどんな違いがあるだろう。
 - 目標：母国や日本の季節について、写真や具体物、経験を基に表現できる。気温や降水量のグラフを書き、母国と日本の気候の違いに気づく。気候について調べたことを、友達に分かりやすく伝えることができる。

教科志向型 JSLカリキュラム

各教科に日本語で参
加できる力を育む
各教科の学習課程を重視

- 面積の求め方(平行四辺形)・・・日本語の理解や表現を促す支援を行う。
 - 日本語の目標：平行四辺形の求積方法を表す表現に慣れる。
 - 活動の流れ
 - ①課題を理解する。
 - ②求積方法について、ヒントを参考にしながら考える。
 - ③ワークをもとに、考えたことを整理しまとめる。
 - ④自分が考えた方法以外について知る。

「特別の教育課程」による日本語指導を実施する場合は、年間10～280単位時間を標準とする。

学校教育におけるJSLカリキュラム①

日本語を母語としない子どものための学習支援(小学校編)

Japanese as a second language (第2言語としての日本語)

概要

ねらい

日常的な会話はある程度できるが、学習活動への参加が難しい子どもたちに対し、学習活動に日本語で参加するための力(=「学ぶ力」)の育成を目指す。

特色

- 日本語指導と教科指導とを統合。
- 学習項目を固定した順序で配置するのではなく、生活背景、学習歴、日本語の力、発達段階などの多様な子どもたちの実態に応じて、教師自身が柔軟にカリキュラムを組み立てることを支援。
- 子どもたちの理解を促すよう、直接体験等に基づいた学習を重視。
- 子どもたちが理解しやすい日本語を使い、表現を工夫。

方法

- 直接体験などの活動への参加を通して、日本語による「学ぶ力」を育成。
- 子どもたちの「学ぶ力」に応じて参加可能な学習活動を設定し、活動に応じた様々な日本語表現のバリエーションを用意し、理解可能な日本語表現を工夫することにより、子どもたちの学習活動への参加とその理解を促進。
- 実践事例や教材、ワークシートなどに関する情報を共有するサポートシステムを構想し、授業に役立つ様々な工夫を支援。

学校教育におけるJSLカリキュラムの概要

(小学校編)

国語

「話すこと・聞くこと」「書くこと」「読むこと」の言語活動に参加し、「伝え合う力」などの能力を育成していくための「学ぶ力」の育成を目指す。

支援 国語科AU

社会

体験的・問題解決的な学習活動に参加し、社会的なものの方や考え方を身に付け、知識や概念を習得していくための「学ぶ力」の育成を目指す。

支援 社会科AU

- 各教科の授業の構造に応じ、各教科の学習活動に日本語で参加するための力（＝各教科における「学ぶ力」）の育成を目指す。
- 体験等から各教科の知識、概念等の理解に至る学習の過程で、子どもの理解に応じたきめ細かな学習支援と日本語支援を行う。

「教科志向型」
JSL
カリキュラム

学校教育における
JSL
カリキュラム

「トピック型」
JSL
カリキュラム

- 教科を問わず見られる「体験」→「探求」→「発信」という学習活動に日本語で参加するための「学ぶ力」の育成を目指す。
- 子どもの「学ぶ力」に応じて学習活動を設定、様々な日本語表現のバリエーションを用意し、学習活動への参加を促す。

算数

算数的活動を通して、数量や図形についての知識や技能を身に付け、考える力を高めていくための「学ぶ力」の育成を目指す。

支援 算数科AU

理科

観察や実験などを行い、科学的な概念等としてとらえ直し、自然の事物・現象についての理解を深め、科学的な見方や考え方を構築していくための「学ぶ力」の育成を目指す。

支援 理科AU

日常生活のための
日本語指導

日本語指導

各教科の授業に日本語で参加できる力の育成

AUとAUカード

学習活動の各局面を構成する活動単位 (Activity Unit (AU)) ごとに、それぞれの活動を行うために必要な日本語表現のバリエーションを組み合わせた「AUカード」により、教師による子どもの実態に合わせた授業づくりを支援する。

AU	働きかけ・発問の表現	応答の表現
経験を確認する②	基本形 〇～したことがありますか？	〇はい、(いつ/どこで/何回/だれと)～したことがあります。
「経験の有無を確認する-1」 よく使う言葉 (動詞た)、こと、どこ、前に、いつ	バリエーション 〇～したことがわかりますか？ いつ、どこでしましたか？ 〇いつ～しましたか？ どこですか？ 〇前に、(場所)で～しましたか？	〇はい、あります (いつ/どこで)しました。 (どこ)です。 〇はい、しました。

支援

体験

体験を日本語で表現する

支援

探求

他の子どもたちや教師と共に調べる

支援

発信

成果を日本語で表現する

学校教育におけるJSLカリキュラム②

日本語を母語としない子どものための学習支援(中学校編)

Japanese as a second language (第2言語としての日本語)

JSL (Japanese as a second language) カリキュラムは、日本語の力が不十分なため、日常の学習活動についていけない外国籍の(日本語を第二言語とする)生徒の授業に参加するための日本語の力と学ぶ力(「日本語で学ぶ力」)を育成することを目的としたモデル・カリキュラム。

JSLカリキュラムの特徴

各教科(国語科、社会科、数学科、理科、英語科)で習得すべき基礎基本を設定し、しかも、通常の授業よりもきめ細かな指導ができるよう、多様な学習支援と日本語支援のアイデアを盛り込んでいる。

① JSLを学ぶ生徒に合わせた学習項目、学習単元の一覧を明記

3 学習単元一覧
① 地理的分野
1) 社会科「地理的分野」学習単元一覧

学習単元	具体的な学習内容
○地球儀と世界地図	○緯度と経度 ① 緯線と経線 ② 本初子午線 ③ 赤道 ④ 時差
○大陸と海洋の分布	① 6大陸 ② 3大洋 ③ 北半球と南半球
○世界の地域区分と国々の位置・名称	○ユーラシア大陸 ① 東アジア ② 東南アジア ③ 南アジア ④ 西アジア ⑤ 中央アジア

② すぐ、授業実践ができるよう、多様な指導案とワークシートを提示

音の大きさや高さ 第2時

Step 5 コンピュータで音の波の形を確かめよう

① 音の伝わり方をまとめておきましょう。

大切
音は空気の中を [] として伝わります。

② コンピュータの画面を見ながら音を聞きましょう。
そして、あてはまる方に○をつけましょう。

①音が大きくなると、波の山の高さが(高く・低く)なる。

③ よく使う学習用語を生徒の母語(7言語)に翻訳した対訳表を添付

数量・関数領域(五十音順)

	用語	よみかた	ポルトガル語
1	値	あたい	valor
2	余り(余る)	あまり(あまる)	resto
3	暗算	あんざん	cálculo mental
4	以下	いか	abaixo de
5	移項	いこう	transposição
6	以上	いじょう	acima de
7	1次	いちじ	primeiro grau
8	1次関数	いちじかんすう	função de primeiro grau (função linear)
9	1次式	いちじしき	fórmula de primeiro grau
10	1次の項	いちじのこう	valor de primeiro grau

各教科で多様な支援

国語科

- ・多様な文章ジャンルを取り上げ、生徒の話す力、聞く力、書く力、読む力を伸ばす指導法を提示
- ・生徒の言語習得の力を促すため、毎日の「帯単元」で取り扱う学習活動のヒントを紹介

社会科

- ・学習する内容を重点化
- ・地図・図表・写真を用いて、生徒自身が体験できるような操作的な活動を重視した授業例を提示
- ・生徒の母国の事例など、生徒の経験や知識を活かす活動を提案

数学科

- ・生徒がまだ学習していなかったり、十分に理解できてない事項を速習できる指導例（「速習サンプル」）を提示
- ・生徒が数学の授業につまづく原因の具体的な事例及びその支援策について提示

理科

- ・学んでおきたい「基本概念」「基本技能」を精選して配置した「JSL理科カリキュラムマップ」を提示
- ・单元ごとに学習目標を設定し、生徒がその目標に達成したかどうか確認するための質問・回答例を示した「单元シート」を用意
- ・具体物やイラストを活用した「授業案・ワークシート」を例示

英語科

- ・具体物や絵、さらには日常生活で使う用語を用いた授業の導入例を提示
- ・オーラルワークを中心に英語の運用能力を身につけられる指導案を紹介



事例集積・紹介
研修 等

帰国・外国人児童生徒教育の充実及び教員の資質向上

学習指導要領総則における外国人児童生徒への指導に関する記述

小学校学習指導要領

第1章 総則

第4 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項

2 以上のほか、次の事項に配慮するものとする。

- (8) 海外から帰国した児童などについては、学校生活への適応を図るとともに、外国における生活経験を生かすなどの適切な指導を行うこと。

中学校学習指導要領

第1章 総則

第4 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項

2 以上のほか、次の事項に配慮するものとする。

- (9) 海外から帰国した生徒などについては、学校生活への適応を図るとともに、外国における生活経験を生かすなどの適切な指導を行うこと。

特別支援学校(小・中学部)学習指導要領

第1章 総則

第4 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項

2 以上のほか、次の事項に配慮するものとする。

- (8) 海外から帰国した児童又は生徒などについては、学校生活への適応を図るとともに、外国における生活経験を生かすなどの適切な指導を行うこと。

高等学校学習指導要領

第1章 総則

第5款 教育課程の実施等に当たって配慮すべき事項

5 教育課程の実施に当たっては、配慮しなければならない様々な事項がある。……

- (9) 海外から帰国した生徒などについては、学校生活への適応を図るとともに、外国における生活経験を生かすなどの適切な指導を行うこと。

特別支援学校(高等部)指導要領

第1章 総則

第5 教育課程の実施等に当たって配慮すべき事項

5 教育課程の実施に当たっては、配慮しなければならない様々な事項がある。……

- (9) 海外から帰国した生徒などについては、学校生活への適応を図るとともに、外国における生活経験を生かすなどの適切な指導を行うこと。

学校における日本語指導の流れ

児童生徒の受入れ 日本語の能力、生活・学習状況・適応状況等の把握

- ・児童生徒に関わる複数人で把握することが望ましい。
- ・就学前の子供についても、できる限り事前に把握することが望ましい。

日本語指導については特別の配慮は必要ない児童生徒

日本語指導が必要である児童生徒

- ①日本語で日常会話が十分にできない
- ②日常会話ができて、学年相当の学習言語能力が不足し、学習活動への取組に支障が生じている

「取り出し」指導により日本語指導を行う

(別教室等において)
日本語能力に応じた特別の指導を行う

「入り込み」指導により支援を行う

担任・教科担当等授業者による配慮を行う

(在籍学級において)
通常の教育課程により指導を行う

※「特別の教育課程」による日本語指導と、「入り込み」指導等その他の指導を組み合わせることも考えられる。

「特別の教育課程」による日本語指導の終了後も、それ以外の配慮が必要な場合がある。

○通常の教育課程による指導だけでなく、児童生徒の日本語能力に応じた特別の指導(日本語指導)が必要な場合、「特別の教育課程」を編成して指導を行う。

実態の把握

指導計画の作成

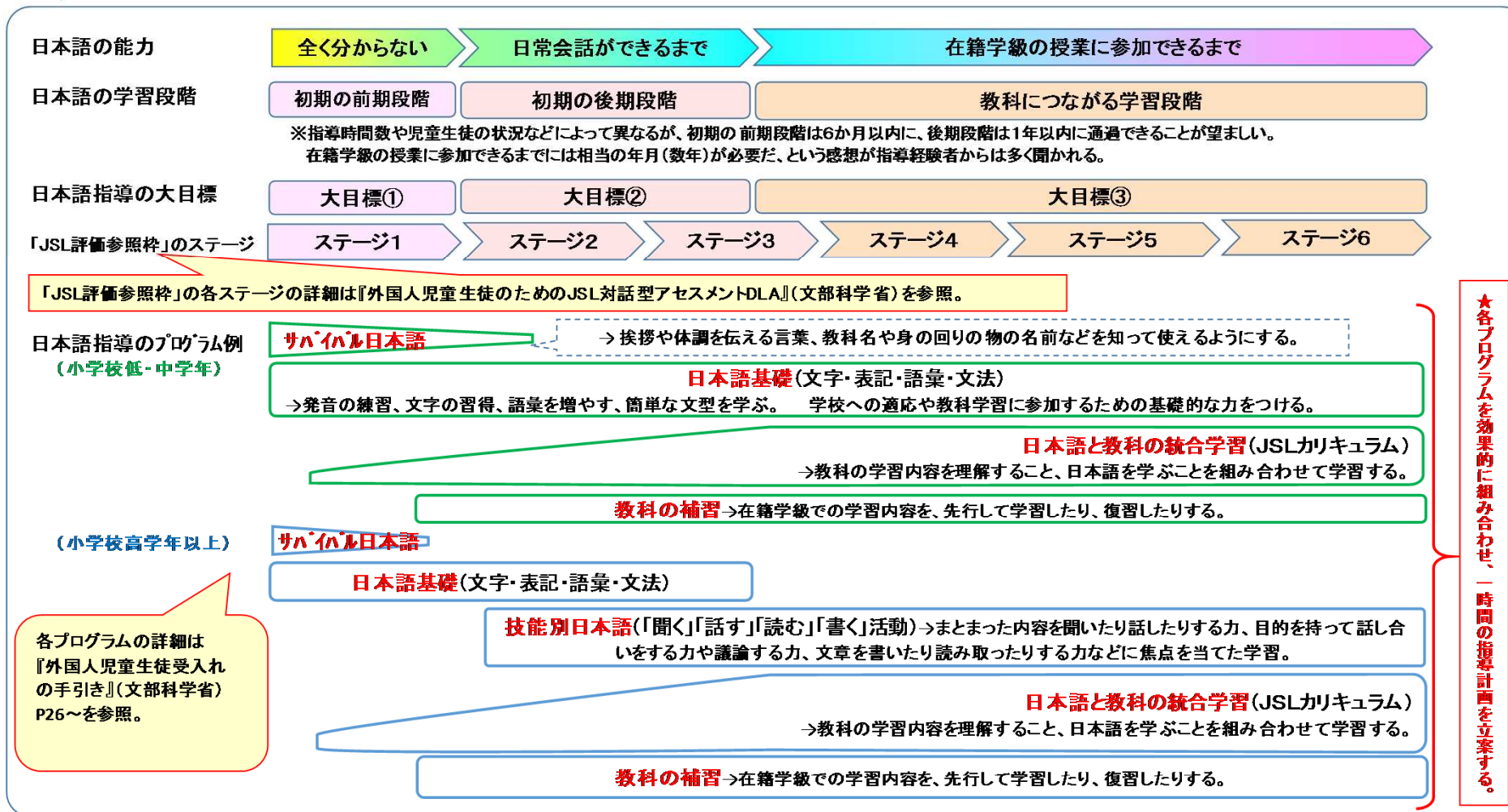
指導計画の見直し

指導

学習評価

「特別の教育課程」による指導の終了判断

(参考) 日本語の能力に応じた指導プログラム例



各プログラムの詳細は『外国人児童生徒受入れの手引き』(文部科学省) P26~を参照。

- 大目標①** 日本の学校生活や社会生活に関する最低限のルールを理解し、意思疎通を単語レベルでできるようにする。日本の学校生活において、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育成する。
- 大目標②** 日本の学校生活や社会生活に関する理解を深め、日本語で学校生活に参加するために必要な文字や文など基礎的な日本語の力を育てる。日本の学校生活や社会生活において、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育成する。
- 大目標③** 教科等において、課題をつかむ・探求する・まとめる等の様々な学習活動に日本語で参加することができる。

【作成】日本語指導が必要な児童生徒を対象とした指導の在り方に関する検討会議

VII 外国人の子供の就学・進学・就職の促進 に関する資料

外国人の子供の就学機会の確保について

○外国人の子どもの就学機会の確保に当たっての留意点について(抜粋)

○外国人児童生徒教育の充実について(抜粋)

(H24.7.5 H18.6.22局長通知)

1. 就学案内等の徹底

- ・住民基本台帳の情報に基づいて、公立義務教育諸学校への入学手続き等を記載した就学案内を通知すること。(H24)
- ・学齢簿に準じるものを作成するなど、適正な情報管理に努めること。(H24)
- ・外国語による就学ガイドブックについて、地域の実情に応じた自治体独自のものを作成・配付し、外国語による就学案内、就学援助制度等の教育関連情報の的確な提供を行うこと。(H18)

2. 外国人関係行政機関との連携の促進

- ・市町村の住民基本台帳担当部署や福祉担当部署、公共職業安定所(ハローワーク)等との連携を図りつつ、外国人の保護者に適切な情報提供を行うこと。(H24・H18)

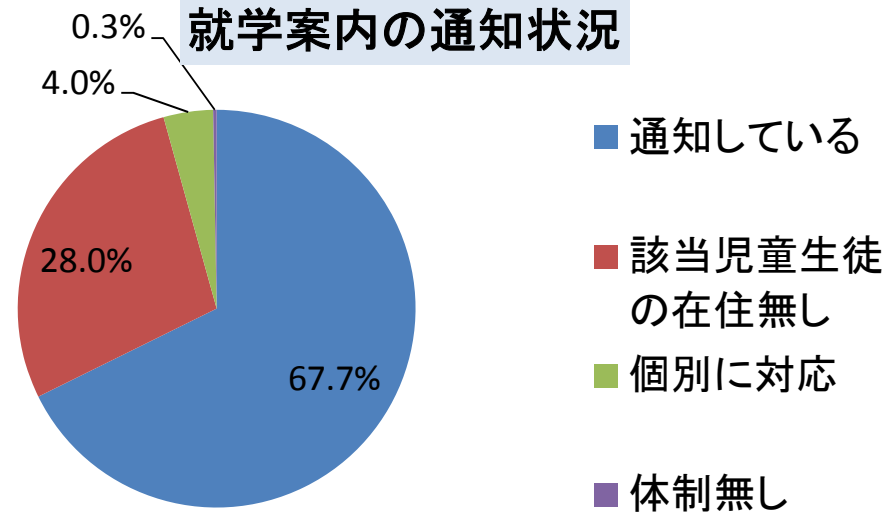
3. 就学手続時の居住地等確認方法

- ・仮に、在留カード等の提示が無い場合であっても、一定の信頼が得られると判断できる書類により、居住地等の確認を行うなど、柔軟な対応を行うこと。(H24・H18)

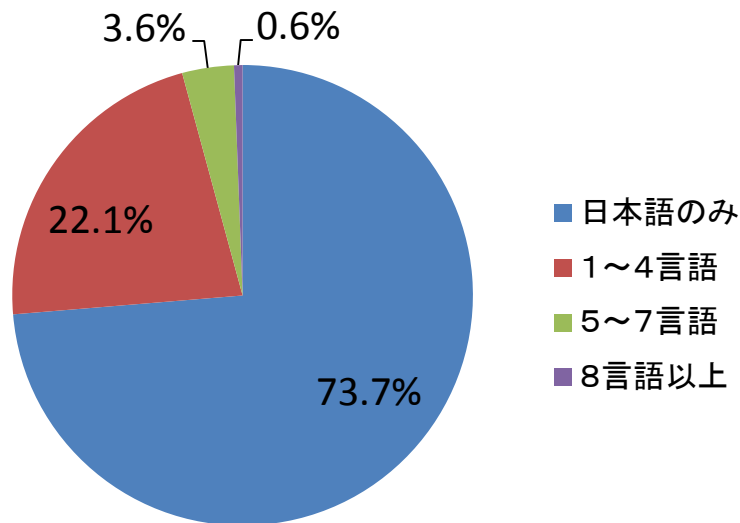
外国人の子供の就学機会の確保に関する調査結果

○調査目的
就学案内の通知状況の調査

○調査時期
平成26年6月4日～平成26年9月18日
○調査対象
1746市区町村組合教育委員会

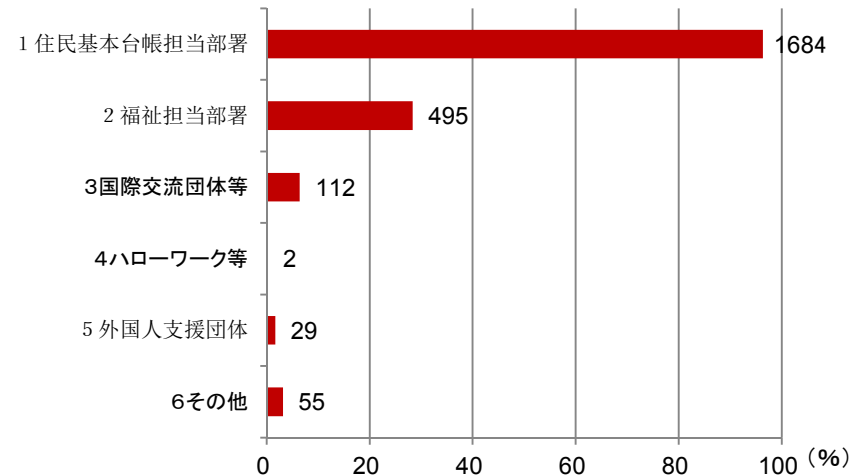


通知文の対応言語



対象：1182市区町村組合教育委員会

関係行政機関との連携



対象：1746市区町村組合教育委員会 ※複数回答2 54

自治体における就学の機会を確保するための取組(例)

帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業の活用

「Ⅰ 公立学校における帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業」

事業内容	実施自治体
○就学時健診のための事前戸別訪問	太田市
○就学時検診のための通訳派遣	伊賀市
○幼稚園等関係機関と連携した就学ガイダンス	鈴鹿市・津市
○入学準備ガイダンス	浜松市・伊賀市
○プレスクール(幼児対象)	鈴鹿市・松阪市・豊田市
○就学状況等調査	兵庫県・近江八幡市・豊田市
○(高校進学に向けた)進路ガイダンス	兵庫県・長浜市・浜松市・長野市
○高校見学(バス研修)	松阪市
○中学3年生への学習支援員の派遣	川崎市

外国人の子供の就学促進に関する取組例(県)

○<兵庫県>外国人の子供の就学状況の調査

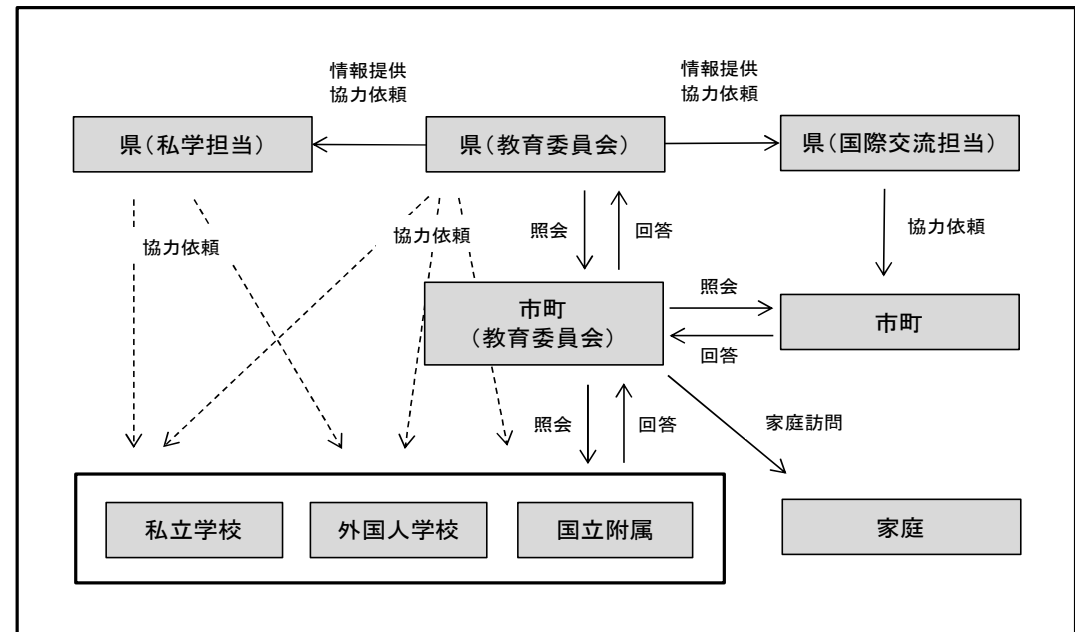
目的: 就学年齢にある外国人児童生徒の在籍状況を調査し、不就学等の実態を把握するとともに、その要因等について分析を行うことにより、外国人の子供の受入れに向けた支援を行う。

図 就学状況等調査の流れ

兵庫県教育委員会は各市町教育委員会が調査を実施するために、次のような手順他機関との連携を図っている。

- ① 知事部局の関連部署を通し、それぞれが所管する私立学校・外国人学校及び市町住民基本台帳部署に市町教育委員会への協力を依頼
- ② 県教育委員会からも国立附属学校、私立学校、外国人学校へ協力を依頼

このことによって、市町教育委員会が公立学校以外の学校の就学状況が把握できる。



県教育委員会の依頼を受け、各市町教育委員会は次の手続きにより調査を実施する。

- ① 住民基本台帳情報に基づき学齢相当(6歳~14歳)の外国人の子供の名簿作成
- ② ①の名簿で公立学校に在籍している児童生徒を確認。さらに国立・私立学校及び外国人学校等に連絡をとり、各校に在籍している児童生徒を確認。
- ③ ②のいずれにも在籍していない子供を対象に、在住等確認の文書の送付。
- ④ 文書回答がない家庭への戸別訪問による在住等確認。
- ⑤ 不就学者とその状況を把握。⇒就学案内

外国人の子供の就学促進に関する取組例(市)

○<浜松市 関係機関連携「浜松市外国人の子どもの就学促進事業」>

平成23年度から不就学ゼロ事業(3か年計画)を実施、平成25年度には不就学0を達成。

平成26年度からは、「浜松モデル」を推進し、「将来を担う地域の子どもたちすべてが教育を受け、誰もが能力を發揮できる社会」を目指している。

浜松モデル

① 転入時等の就学案内

- ・住基登録窓口での就学案内チラシの配布
- ・教育相談支援センターへの案内

② 就学状況の継続的な把握

- ・新小学校1年生を対象とした調査(年度始め1回)
- ・転入者を対象とした調査(2ヶ月毎)
- ・公立小中学校、外国人学校等の退学者を対象とした調査(2ヶ月毎)

※学齢期の外国人の子どもを対象とした学齢簿に準ずる名簿の整備
(住民基本台帳システムと連動した学齢簿システムの活用)

③ 就学に向けてのきめ細かな支援

- ・訪問による就学案内や就学に関する情報提供
- ・教育相談支援センターでの就学準備サポートや教育相談

④ 就学後の定着支援

- ・外国にルーツを持つ児童生徒への教育支援
(日本語・学習支援、初期適応支援、母国語支援など)
- ・外国人学校へのカウンセラーの派遣
- ・日本語ボランティアの育成

- ・2か月毎に定期的・継続的な調査を実施している。
- ・定期的な調査や就学支援を行うことにより、不就学のまま長期間経過することによる就学意欲の減少を極力抑制
- ・家庭訪問を繰り返すことで、保護者の本当の気持ちを聞き取ることができ、保護者が安心感をもてたことが就学に結びつく。

浜松市
(国際課)

共同事業

浜松市
教育委員会

業務委託

■ 浜松多文化共生事業実行委員会

関係機関から構成される実行委員会を組織し、事業実施
<構成機関>

在浜松ブラジル総領事館、厚生労働省(ハローワーク浜松)、
法務省(名古屋入管浜松出張所)、静岡県、静岡県教育委員会、
静岡県警(市警察部)、浜松市自治会連合会、浜松商工会議所、
浜松国際交流協会、浜松市外国人市民共生審議会

高等学校における受入れ

公立高等学校の入学者選抜における、**帰国生徒の特別定員枠**の設定

→16都道府県で設定

(北海道、福島、茨城、千葉、東京、神奈川、富山、山梨、岐阜、愛知、三重、京都、大阪、奈良、岡山、広島)

公立高等学校の入学者選抜における、**外国人生徒の特別定員枠**の設定

→12都道府県で設定

(北海道、福島、茨城、千葉、東京、神奈川、山梨、岐阜、愛知、三重、大阪、奈良)

参考:文部科学省「平成27年度高等学校入学者選抜の改善等に関する状況調査」

高等学校における保護者の転勤以外の事情により海外から帰国した生徒に対する編入学の機会の拡大等について(通知)

平成25年5月20日付け25文科初第243号

1. 海外から帰国した生徒に対する編入学の機会の拡大

(1) 編入学の出願資格について

帰国生徒については、保護者の転勤に伴う場合と同様に、**保護者の転勤以外の事情により、海外の高等学校へ進学した後帰国した場合**についても、編入学の出願資格を得られるように配慮すること。

文部科学省HPリンク →http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/004/1335059.htm

平成28年度高等学校入学者選抜における外国人生徒の入学定員枠の実施方法

外国人生徒の入学定員枠がある都道府県の平成28年度高等学校入学者選抜実施要綱から抜粋

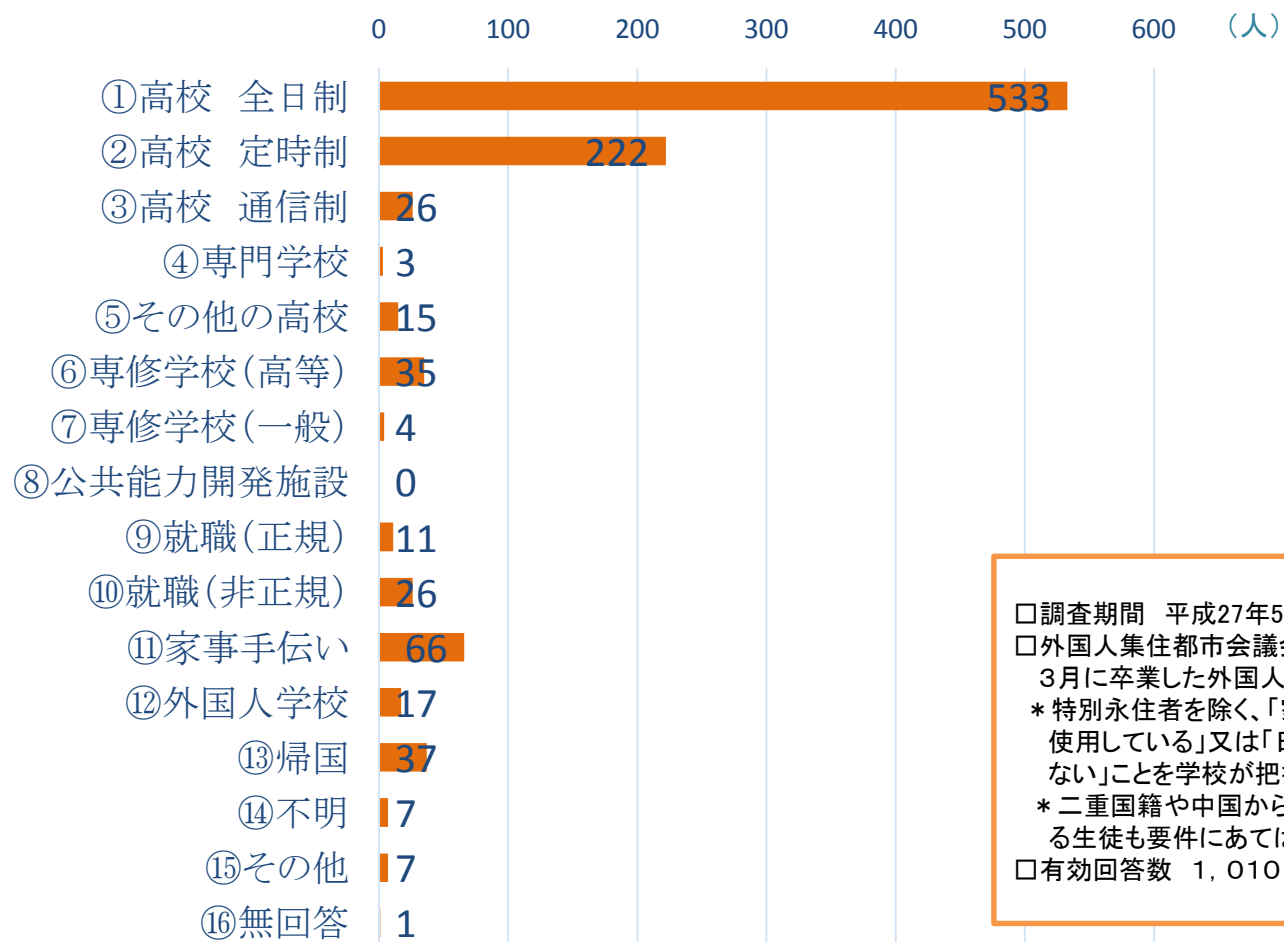
	学力検査教科等	出願資格	受検時における配慮
1	面接・作文	①来日3年以内【3】 ②来日5年未満【1】 ③来日6年以内【1】	①英語(又は自国語)又は日本語による ②高等学校長と事前協議の上、作文を英語・中国語・ハングル・ロシア語等により提出可能 ③母語(又は英語)または日本語
2	数・英・作文	小学校4学年以上の学年に編入学した者	作文:使用する言語は事前申請 数・英:小学校学習指導要領学年別漢字配当で示されている以外の漢字の読みにルビをふる。英語以外の外国語の辞書持ち込み2冊まで。
3	数・英・作文・面接	小学校4学年以上の学年に編入学した者	作文:日本語 数・英:一部の漢字にルビをふる
4	国・数・英	来日3年以内【2】	
5	国・数・英・面接	①来日3年以内 ②小学校4学年以上の学年に編入学した者	①学力検査の問題にはルビをふる ②学力検査の問題にはルビをふる
6	国・数・英・小論文・面接	来日3年以内	
7	学力検査・面接・調査書	来日7年以内	学力検査は、国・社・数・理・英のうち、自己選択した3教科

*【 】内の数字は、県の数

* 受検資格には、上記の他に一般受検者と同じ条件に該当することが必要となる。

外国人生徒等の中学校卒業後の進路

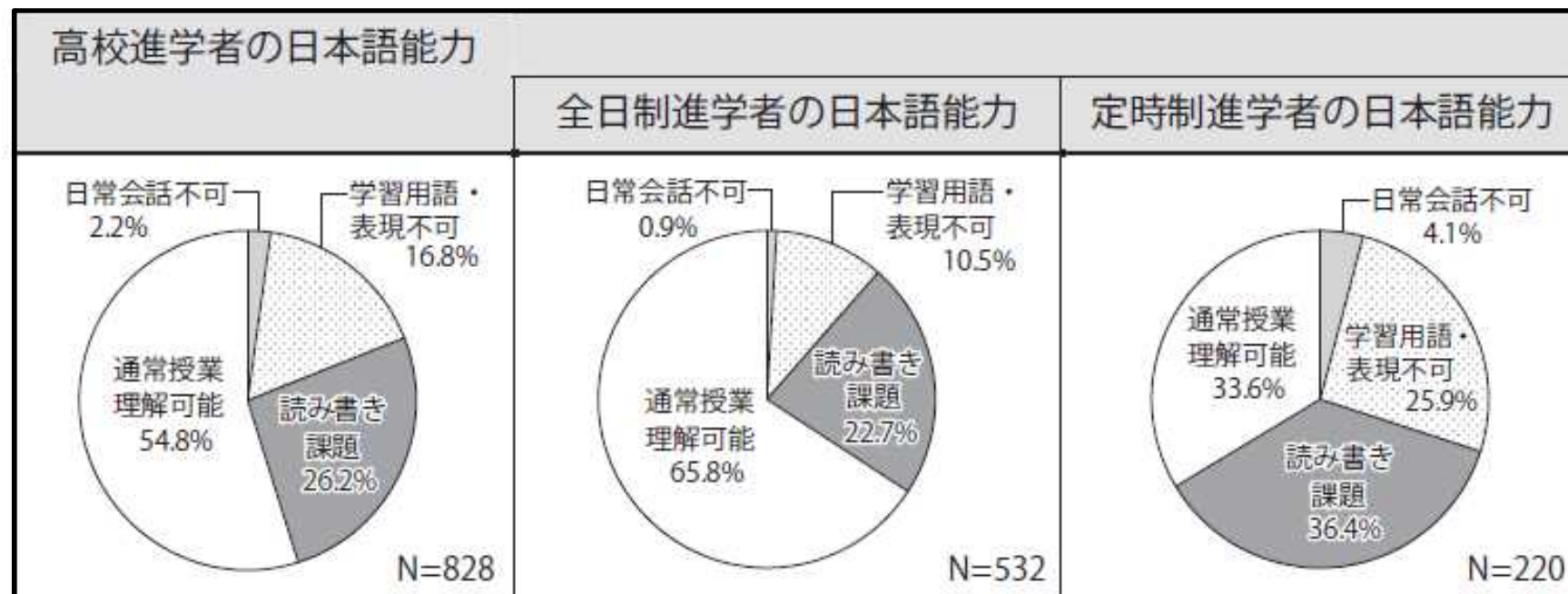
- ・中学卒業後、約8割の生徒が高校に進学している。
- ・そのうち、約3割は定時制・通信制の高等学校に進学している



□調査期間 平成27年5月1日～平成24年6月12日
 □外国人集住都市会議会員都市で、公立中学校を2012年3月に卒業した外国人生徒*
 * 特別永住者を除く、「家庭内等で日本語以外の言語を使用している」又は「日本語のネイティブスピーカーではない」ことを学校が把握している生徒を対象とした。
 * 二重国籍や中国からの帰国生徒等、日本国籍を有する生徒も要件にあてはまれば対象とした。
 □有効回答数 1, 010

外国人生徒等の中学校卒業後の進路②

- ・高校進学した生徒の日本語能力を調査したところ、通常授業が理解可能な生徒は54.8%で、45.2%は通常授業の理解に課題がある。
- ・詳細に見ると、全日制高校では34.1%、定時制高校では66.4%に、通常授業の理解に課題がある。



□調査期間 平成24年5月1日～平成24年6月12日
 □外国人集住都市会議会員都市(8県29市町)で、公立中学校を2012年3月に卒業した外国人生徒*
 * 特別永住者を除く、「家庭内等で日本語以外の言語を使用している」又は「日本語のネイティブスピーカーではない」ことを学校が把握している生徒を対象とした。
 * 二重国籍や中国からの帰国生徒等、日本国籍を有する生徒も要件にあてはまれば対象とした。
 □回答者 2011年度に外国人生徒を担当した教諭
 □有効回答数 1,010